史跡小牧山整備基本計画

令和４年３月

小　牧　市

目　次

第１章　基本構想の修正
1-1　基本構想修正の経緯　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
1-2　基本構想修正の経過　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
1-3　基本構想との比較　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

第２章　整備の理念
2-1　史跡小牧山の価値　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13
2-2　史跡小牧山の価値にふさわしい整備のあり方　・・・・・・・・・・　14

第３章　整備のための条件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16

第４章　基本計画
4-1　遺構等保存計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　18
4-2　土地利用計画と整備計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　25
4-3　動線、園路計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　30
4-4　緑地計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　33
4-5　樹木整備計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　37
4-6　植栽計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　42
4-7　施設、設備整備計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　42
4-8　史跡の公開、活用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　43

第５章　実現へ向けて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　46

巻末資料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　47

第１章　基本構想の修正

１－１　基本構想修正の経緯

現在、小牧市が継続して実施している史跡小牧山の整備は、平成 11（1999）年３月に策定した、史跡小牧山全体の整備の方向性を示す『史跡小牧山整備計画基本構想』（以下、「基本構想」という。）に基づいている。「基本構想」策定後、東麓の市立中学校跡地整備、南麓の小牧市役所旧本庁舎跡地整備、ガイダンス施設（小牧山城史跡情報館、愛称：れきしるこまき）の設置及び同施設周辺の整備を行った。

整備を進める一方で、主に昭和期に設置した施設の老朽化、樹木の繁茂や老木化など、山内各所において管理上支障となる事例が増加してきた。また、整備に伴う発掘調査により新たな知見が蓄積してきたこともあり、令和２（2020）年３月には、史跡小牧山の本質的価値を改めて明らかにし、その構成要素を確認するとともに、これらの保存管理や活用等についての指針を定めた、史跡小牧山における最上位計画となる『史跡小牧山保存活用計画』（※１、以下、「保存活用計画」という。）を策定するに至った。

「基本構想」は策定後 20 年が経過し、記述していた整備の中には、すでに終了した整備がある。また、「保存活用計画」との整合性を図るとともに、樹木整備について方針を定めた、平成 25（2013）年３月に策定した『小牧山樹木整備基本計画』に記された内容のうち、史跡としてふさわしくない部分を改める必要がある。このため、これらに修正を加え、「基本構想」を踏まえてこれからの史跡小牧山の整備の方向性を示す新たな基本計画を定める必要が生じた。

※１　令和４年３月 31 日時点小牧市ホームページ掲載
「http://www.city.komaki.aichi.jo/admin/soshiki/kyoiku/komakiyama01/1/4/30357html」

１－２　基本構想修正の経過

「基本構想」の修正は、市民代表で構成している史跡小牧山整備計画審議会、各分野の専門家で構成している史跡小牧山整備計画専門委員会及び助言者の指導、助言を得て、検討の上行った。史跡小牧山整備計画審議会の体制は表１－１、史跡小牧山整備計画専門委員会の体制は表１－２、審議会、委員会の開催経過は表１－３のとおりである。なお、史跡小牧山整備計画審議会及び史跡小牧山整備計画専門委員会の設置にかかる趣旨等は、巻末資料に掲載した条例、要綱のとおりである。

表１－１　史跡小牧山整備計画審議会名簿　　令和４年３月 31 日現在

区分	氏名	備考
会長	池田洋子	小牧市文化財保護審議会会長
副会長	冨嶋明人	小牧市小中学校長会代表
	川島公子	小牧市文化協会理事長
	宮田丈太郎	小牧市区長会代表
	坪井和巳	小牧商工会議所専務理事
	倉知日出美	小牧市女性の会副会長
	水野嗣則	小牧市社会教育委員
	三輪直慶	一般社団法人　小牧青年会議所代表
	駒瀬勝利	小牧市市長公室次長
	竹内隆正	小牧市地域活性化営業部次長
	笹尾拓也	小牧市都市政策部次長

表１－２　史跡小牧山整備計画専門委員会名簿　　令和４年３月 31 日現在

区分	氏名	専門分野	役職名等
委員長	麓　和善	建築	名古屋工業大学名誉教授
委員（委員長職務代理者）	赤羽一郎	考古	元愛知淑徳大学非常勤講師
委員	仲　隆裕	整備	京都芸術大学教授
	中井　均	城郭	滋賀県立大学名誉教授
	播磨良紀	文献	中京大学教授
助言者	中井將胤		文化庁文化資源活用課文化財調査官
	山内良祐		愛知県県民文化局文化部文化芸術課文化財室技師

表１－３　審議会等の開催経過

委員会名	開催日	報告・議題（関係分）	審議対象
第 10 回史跡小牧山整備計画専門委員会（書面開催）	令和３年５月 14 日～令和３年５月 28 日	【議題】 史跡小牧山整備計画基本構想の改訂について	・構成、記述事項
第５回史跡小牧山整備計画審議会	令和３年５月 28 日	【報告】 史跡小牧山整備計画基本構想の改訂について	・改訂の経緯と目的
第６回史跡小牧山整備計画審議会	令和３年 10 月 19 日	【議題】 史跡小牧山整備計画基本構想の改訂について	・記述事項 ・第２章～第５章
第 11 回史跡小牧山整備計画専門委員会（書面開催）	令和３年 10 月 26 日～令和３年 11 月 12 日	【議題】 史跡小牧山整備計画基本構想の改訂について	・第１章 1-3～第５章
第 12 回史跡小牧山整備計画専門委員会	令和４年１月 31 日	【議題】 史跡小牧山整備計画基本構想の改訂について	・全体

１－３　基本構想との比較

本書（以下、「基本計画」という。）においては、「基本構想」に記していた１．計画地の概要、２．関連計画の把握、３．史跡小牧山の沿革、４．小牧山の現況については、「保存活用計画」に記しているため、記述は省略した。

「基本構想」に記述した事項の実施状況や「基本計画」における取り扱い等は表１－４のとおりであり、「基本計画」の対象範囲は、「保存活用計画」と同範囲とした。

表１－４　「基本構想」と「基本計画」との比較

６．整備のための条件				
基本構想掲出事項	実施状況	課題	基本計画における取り扱い	
a）遺構の把握とそのための発掘調査の実施				
現況地形測量図の作成	作成済		削除	―
発掘調査の実施とその成果の活用	実施している	継続していく必要がある	継続	4-1 2）発掘調査状況参照
関連資料調査、収集の実施	実施している	継続していく必要がある	継続	2-2　史跡小牧山の価値にふさわしい整備のあり方参照
b）文化財調査研究体制の強化				
（仮称）史跡センター準備室の立ち上げ	小牧山城史跡情報館（愛称：れきしるこまき）設置済		削除	―
文化財研究人員の増員	考古学専門員２名増員（文化財課、小牧山課兼務）	現人数あるいはそれより多くの人数を確保していくとともに、職員の知識向上をはかり、人材育成していく必要がある	継続	第３章 整備のための条件参照
c）市民コンセンサスの確立				
インターネット等による小牧山整備計画の情報提供	市ＨＰにて実施している	継続し、さらに充実していく必要がある	継続	第３章 整備のための条件参照
資料収集窓口の開設	寄附等の申し出があれば、小牧山課、文化財課にて実施	現状からみてあえて設置する必要はない	削除	―
市民歴史・文化サークルの育成	観光協会や小牧山城史跡情報館で募集したボランティア、それ以前からのボランティア団体と連携を進めている	ボランティアとの協働の継続と後継者を育成していく必要がある	ボランティアとの協働を継続し、後継者を育成していく	2-2 史跡小牧山の価値にふさわしい整備のあり方参照
調査・計画説明会等の開催	調査説明会は実施しているが、計画説明会は実施していない	継続していく必要がある	継続	第３章 整備のための条件参照
ｄ）関連計画との調整、連携と小牧山を核とする一体的な環境整備				
小牧山関連計画連絡調整会議の設立	未着手	現状から、調整会議の設立は必要ない	削除	―
７．整備の方向				
基本構想掲出事項	実施状況	課題	基本計画における取り扱い	
a）歴史理解を促すわかりやすい整備				
重点地点の復元整備	中学校跡地、市役所跡地整備で実施。主郭地区整備で実施中	継続していく必要がある	継続	4-2 土地利用計画と整備計画参照
大手道等の園路再整備	未着手	現状で傷みが激しい部分があり、早期着手の必要がある	継続	4-3 動線、園路計画参照
サイン等情報手段の充実	整備実施範囲で実施している	継続していく必要がある	継続	2-2 史跡小牧山の価値にふさわしい整備のあり方参照

便益施設の設置	整備実施範囲で実施している	設置場所の状況等を勘案して継続して進めていく必要がある	継続	4-7 施設、設備整備計画参照
b）中学校跡地整備計画の立案と早期整備				
遺構復元	実施済		削除	―
公園化整備	実施済		削除	―
（仮称）史跡センターの建設	小牧山の歴史や自然、最新情報を伝えるガイダンス施設として小牧山城史跡情報館を設置した。常設展示室では、小牧山を取り巻く歴史を模型や映像を多く使って紹介。他に企画展示や講演会等を行うスペースを設けている	積極的な情報収集、展示等情報発信を継続していくとともに、施設のＰＲを行う必要がある	積極的な情報収集、展示等情報発信を継続していくとともに、施設のＰＲを行う	4-7 施設、設備整備計画参照
c）市内文化財・観光スポットとのネットワーク化と情報発信				
サインの統一化	統一を図っている	継続していく必要がある	継続	2-2 史跡小牧山の価値にふさわしい整備のあり方参照
周辺散策路整備、散策マップの発行	小牧駅から小牧山北東部に繋がる道は歩道が整備された。城下町マップ、上街道マップを発行している	マップは新発見等があれば情報を更新していく必要がある	継続	同上
城下町、宿場町等の歴史的景観整備	未着手	実施困難である	削除、現状から、歴史的景観整備できる部分がない	―
情報の収集・発信	実施している	継続していく必要がある	継続	2-2 史跡小牧山の価値にふさわしい整備のあり方参照
８．基本構想				
基本構想掲出事項	実施状況	課題	基本計画における取り扱い	
8-1.文化財保全整備計画				
（１）史跡の調査および保全整備の考え方				
a）史跡の調査および整備の方向				
①国指定史跡としての整備	実施している	継続していく必要がある	継続	2-2 史跡小牧山の価値にふさわしい整備のあり方参照
②発掘調査等に基づく計画立案・整備	実施している	継続していく必要がある	継続	同上
③小牧・長久手の合戦時（天正 12 年）を主とした調査・整備	実施している	継続していく必要がある	継続	同上
b）小牧山の整備				
①各既存施設の見直し	実施している	継続していく必要がある	継続	4-7 施設、設備整備計画参照

②樹林環境等の保全と発掘調査・整備の両立	実施している	継続していく必要がある	継続	4-4 緑地計画参照
③目標公開時期の設定	整備スケジュールを設けている	継続していく必要がある	継続	第5章 実現へ向けて参照
④緑地管理および遺構修復	緑地管理は日常管理を実施している	継続していく必要がある	継続	4-4 緑地計画参照
c）小牧山周辺整備およびその他				
①総合的な時代認識システムの整備と歴史散策ネットワークの構築				
城下町遺構、小牧・長久手の合戦の砦跡、小牧宿、木曽街道等の調査を進め、総合的な時代認識システムの整備と歴史散策ネットワークの構築をめざす	城下町における周知の埋蔵文化財包蔵地では、開発に伴う発掘調査は実施している。他は未着手	調査を実施していく必要がある	継続	2-2 史跡小牧山の価値にふさわしい整備のあり方参照
②歴史文化拠点としての施設整備				
歴史博物館機能、ガイダンスセンター機能等を持った施設の整備を行い、積極的な情報の収集、展示や調査研究活動を推進する	未着手	歴史館の展示を、戦国時代をテーマとした展示に特化することとしたため、郷土の歴史に関する展示等施設の整備を引き続き検討する必要がある	継続	2-2 史跡小牧山の価値にふさわしい整備のあり方参照
③展示・解説の工夫				
一般の人々から専門家まで理解が深められるよう、様々な表現（ジオラマ、イラスト等）を駆使した複合型の展示・解説の工夫を行う	上記施設未設置のため未着手	施設設置時は検討する必要がある	継続	2-2 史跡小牧山の価値にふさわしい整備のあり方参照
④市民の支持・支援体制の強化				
小牧山及び周辺の歴史資産価値を周知し、保全整備を円滑に行うため、積極的なＰＲを行う	小牧山の価値や整備事業については周知、ＰＲしている	継続していく必要がある	継続	2-2 史跡小牧山の価値にふさわしい整備のあり方参照
市民の支持・支援を啓発するとともに、市民が積極的に参加できるシステム作りをめざす	発掘調査説明会や小牧山城史跡情報館等で小牧山などに関する展示を行っている	継続していく必要がある	継続	同上
（２）史跡修復整備計画				

地区	基本構想掲出事項	実施状況	課題	基本計画における取り扱い	
a）主郭地区	主郭部（曲輪 001）				
	主要部の発掘調査を行い、その成果に基づいた表示整備を行う	発掘調査は終了している。整備は一部着手している	整備を進めていく必要がある	整備については継続	4-2 土地利用計画と整備計画参照

	織田時代と推定される石垣の分布を確認するための発掘調査を実施し、その成果に基づき、石垣の修復・復元を実施する	発掘調査は終了している。整備は一部着手している	整備を進めていく必要がある	整備については継続	同上
	主郭周辺の曲輪群				
	散策ルートに接する曲輪群のうち重要なものに発掘調査を行い、その成果に基づいた修復・表示整備を行う	一部で発掘調査を実施しているが、整備は未着手	継続していく必要がある	継続	同上
	大手道				
	大手道に沿って発掘調査を実施し、その成果に基づいた修復・表示整備を行うとともに、斜面の崩落防止策を講じる	一部で試掘調査を実施している	継続していく必要がある	継続	同上
	堀・土橋				
	南北の堀（Ｉ）および土橋（虎口 a）を発掘調査し、修復・表示整備を行う	一部で発掘調査を実施している。整備は未着手	継続していく必要がある	継続	同上
	虎口				
	主郭地区北部（虎口ｄ）および東南部（虎口 c）に想定される虎口について発掘調査を行い、修復・表示整備を行う	発掘調査は実施している。整備は計画している	整備を進めていく必要がある	整備については継続	同上
b）西側曲輪地区	散策ルートに沿った重要な曲輪について、限定された発掘調査を実施し、緑を生かした修復・表示整備を行う	未着手	調査、整備を進めていく必要がある	継続	同上
c）大手曲輪地区	南部地区（桜の馬場を中心とする曲輪群）				
	主要な曲輪・空堀・土塁に発掘調査を実施し、修復・表示整備を行う	未着手	調査、整備を進めていく必要がある	継続	同上
	大手口一帯				
	市役所本庁舎を史跡外へ移転し、庁舎建設による史跡損壊箇所は、資料をもとに、かつての大手口の雰囲気が想像できるよう修景整備を行う	実施済		市役所跡地については削除、それ以外の部分については、発掘調査を実施し、修復・表示整備を行うこととする	同上
d）西側谷地区	未調査の地区上部を発掘調査し、修復・表示整備を行う	未着手	調査、整備を進めていく必要がある	継続	同上

e）帯曲輪地区	東麓・小牧中学校跡				
	重要な土塁・空堀・帯曲輪について発掘調査を実施し、修復・表示整備を行う	実施済		削除	—
	虎口（ｆ・ｇ）、帯曲輪（402・403・404）について立体的な展示や表示を工夫する	実施済であるが、虎口ｇは平面表示とした		削除	同上
	北麓				
	排水施設埋設にともない陥没した部分等を利用した、土塁の断面展示などの工夫を行う	実施済		削除	同上
	西麓				
	虎口（i）周辺部に発掘調査を実施し、その成果により修復・表示整備を行う	未着手	調査、整備を進めていく必要がある	継続	同上
	戦時中に改変された土塁・堀部分には限定された発掘調査を実施し、修復を実施する	未着手	調査、整備を進めていく必要がある	継続	同上
	堀に堆積している防空壕排土の撤去、防空壕陥没穴の埋戻しを行う	未着手	排土の除去に課題はないが、防空壕については整備を検討する必要がある	排土の撤去については継続、防空壕については、限定した発掘調査を実施し、保存方法を検討する	同上

8-2.土地利用計画						
ゾーン名	エリア名	基本構想掲出事項	実施状況及び関連計画	課題	基本計画における取り扱い	
（1）城郭展示ゾーン	①主郭展示エリア	トイレを含む既存公園施設の撤去	トイレ、倉庫撤去済	継続していく必要がある	継続	4-7 施設、設備計画参照
		メインの休息･展望園地機能を確保	歴史館内に無料スペースを設け、ベンチを設置	樹木の伐採、整理を行う必要がある	継続	4-2 土地利用計画と整備計画参照
		発掘調査に基づいた修復・表示整備	発掘調査はほぼ終了し、一部で整備に着手	なし	継続	同上
		南部曲輪群は、現状維持を基本としつつ、下草刈りや見学通路の確保等の整備による遺構表示	未着手	発掘調査終了部分では、想定外の遺構分布があったので、この部分でも発掘調査の実施を検討する必要がある	このような整備を行う部分と発掘調査を行う部分を精査する必要がある	4-1 遺構等保存計画、4-2 土地利用計画と整備計画参照
	②西側曲輪展示エリア	発掘調査に基づいた、曲輪・土塁・空堀等の修復・表示整備	未着手	調査、整備を進めていく必要がある	継続	4-2 土地利用計画と整備計画参照
		曲輪周辺部は現状維持を基本とするが、下草刈りや見学通路の確保等の整備による遺構表示	未着手	主郭展示エリアにおける発掘調査で、想定外の遺構分布があったので、この部分でも発掘調査の実施を検討する必要がある	継続、このような整備を行う部分と発掘調査を行う部分を精査する必要がある	4-1 遺構等保存計画、4-2 土地利用計画と整備計画参照
		既存園路の見直しを行う	未着手	見直しを進めていく必要がある	継続	4-2 土地利用計画と整備計画参照
	③大手道エリア	発掘調査に基づいた、修復、表示整備・景観整備	一部で試掘調査実施	調査、整備を進めていく必要がある	継続	同上
		下草刈りや見学通路の確保等の整備による遺構表示	下草刈りは実施している	継続していく必要がある	継続	4-1 遺構等保存計画、4-2 土地利用計画と整備計画参照
（2）史跡園地ゾーン	④既設搦手口整備エリア	搦手口、土塁の遺構整備、修景整備が行われている	存続している	「基本構想」策定以後の整備と手法が異なっている。また、整備後 30 年が経過し、施設の老朽化、樹木の巨木化などの現状があり、再整備を検討する必要がある	再整備の実施を検討する	4-2 土地利用計画と整備計画参照
	⑤桜の馬場エリア	既存機能を活かしつつ、既存公園施設、園路等の見直し、整備	遊具、ベンチ等の状況調査を行っている	老朽化している施設が多く、見直していく必要がある	継続	4-7 施設、設備計画参照
	⑥市役所跡エリア	市役所本庁舎の移転	終了		削除	—
		大手口付近の松等の植栽を含む修景整備	終了、松は植樹していない		削除	—

		エントランス広場・駐車場、休息園地整備等	終了、駐車場は整備していない		削除	—
	⑦小牧中学校跡地エリア	遺構整備と合わせて（仮称）史跡センター、駐車場等の付帯施設を整備	終了、駐車場は設置していない		削除	—
		虎口表示と合わせて、エントランス整備	終了		削除	—
（3）史跡緑地ゾーン	⑧遺構・樹林保全エリア	樹林の保全を前提とし、遺構の保全、特徴的な地形の保全	未着手	樹林の保全を前提とし、遺構の保全、特徴的な地形の保全を行う必要がある	継続	4-2 土地利用計画と整備計画参照
		適切な緑地の管理を行いながら、既存樹林の保全	一部で樹木の択伐を実施	なし	継続	同上
		西側の土塁・空堀・虎口・曲輪等については、必要に応じて発掘調査を行い、修復・表示整備	未着手	調査、整備を実施していく必要がある	継続	同上
		屋敷跡伝承地周辺部は現況保存を基本としつつ、草刈りや見学通路の確保等による遺構表示	西麓園路を仮整備済。説明板は設置済	なし	継続	同上
（4）外苑ゾーン	⑨歴史民俗・自然学習エリア	清須街道以東の用地の確保	未着手	現状として困難	削除	—
		施設・園地等の整備	バス専用駐車場を整備済	現状として困難	削除	—
	⑩駐車場エリア	駐車場・四阿・園路・流れ・池等が整備されている	存続している	なし	削除	—
	⑪東北虎口エントランスエリア	用地の確保	未着手	現状として困難	削除	—
		虎口前の修景・集合広場として整備	未着手	現状として困難	削除	—

8-3.動線・駐車場計画					
施設名	基本構想掲出事項	実施状況	課題	基本計画における取り扱い	
a）ゲート	大手道道路交差部、各虎口、中学校正門跡等既存の出入口を活かすことを原則としつつ、遺構を活用したゲート整備	中学校正門跡は出入口として整備済。バス専用駐車場に門を設置、遺構に基づくものではない	なし	利用を継続	4-3 動線、園路計画参照
	既存ゲートのうち、遺構の表示上問題の大きい箇所については閉鎖	名鉄バス西側の入口を閉鎖した	あえてゲートは設けていないが、地道ができている場所がある	継続	同上
	利用者の利便性に配慮したゲート整備	中学校跡地、市役所跡地に整備済	なし	利用を継続	同上

b) 駐車場	中学校校舎跡南側等に、新たに団体利用対応の観光バスおよび身体障害者駐車区画を整備	バス専用駐車場は小牧山南西に設置	史跡内に駐車場は設置しない	削除	—
	一般利用者駐車場は史跡周辺部に確保	既存の小牧山北駐車場以外は設置していない	新たに土地が空かない限り現状では整備困難であるが、検討していく必要がある	継続	4-3 動線、園路計画参照
	駐車台数については、国指定史跡としての景観・環境容量の範囲で規模設定	未着手	同上	削除	—
	計画地の駐車台数不足分については、史跡周辺および市街地の駐車場に依存・連携	左記のようになっている	同上	削除	—
c) 管理用車両動線	史跡・樹林等の管理に必要な、管理用車両通行可能な動線を確保	整備済範囲には確保	現状を超える範囲に確保はできない	継続	4-3 動線、園路計画参照
d)園 路	今後の発掘調査により確認された織田時代や陣城の通路については、極力復元整備	主郭地区で整備予定	なし	継続	同上
	既存園路の舗装等を再整備し活用	未着手	早期に着手する必要がある園路がある	継続	同上
	既存園路に近接した復元園路が整備される場合は、既存園路を廃止	南東部で新管理道を整備し、旧管理道を廃止	なし	継続	同上
	史跡保全を優先しつつ、主要箇所を巡る回遊性の高い園路整備	西麓園路を仮整備済	なし	継続	同上
	歴史民俗・自然学習エリアとその他エリアとの連携を深めるため、必要な園内歩行者動線を確保	西麓園路を仮整備済	歴史民俗・自然学習エリアの整備が困難である	削除	—
	可能な限りバリアフリー機能も配慮した園路整備	整備済範囲では配慮している部分がある	なし	継続	4-3 動線、園路計画参照

8-4.緑地計画					
項目	基本構想掲出事項	実施状況	課題	基本計画における取り扱い	
a) 小牧山の緑	面としての現況樹林、ランドマークシンボルとしてふさわしい緑塊を保全	主に日常管理のみ。一部で樹木の択伐を実施	保安林区域内ではそれとの兼ね合いがある	継続	4-4 緑地計画、 4-5 樹木整備計画参照
	樹林の保全に支障ある倒木は撤去	随時実施	なし	継続	同上
	史跡調査修復範囲は、史跡公園としての景観、環境保全に留意した設定	実施している	継続していく必要がある	継続	同上
	近代公園型の修景植栽については、順次自然公園型・歴史公園型への移行	整備で実施している	継続していく必要がある	継続	同上
	市民レクリエーション拠点にふさわしい在来種の植栽	実施している	継続していく必要がある	継続	同上
	復元史跡周りには、史跡を損傷しない範囲での、必要な歴史背景となる植栽	実施している	調査成果を元に実施する必要がある	継続	4-6 植栽計画参照
	史跡が完全に破壊されたエリアにおいては、ゾーンにふさわしいテーマ性を持った植栽	実施している	継続していく必要がある	継続	同上
	現況林の植生調査を実施	一部実施	継続していく必要がある	継続	4-4 緑地計画参照

	織豊時代から徳川時代の樹種の詳細調査を実施、展示	未着手	調査対象を採取できるか疑問である	条件付きで継続	4-6 植栽計画参照

8-5.景観計画					
項目	基本構想掲出事項	実施状況	課題	基本計画における取り扱い	
a）景観形成地区の設定・眺望点の確保	周辺地域の築物や構造物の高さ設定、色彩コントロール、緑化を推進	未着手	現状では実施困難	削除	—
	小牧駅前線やアクセス道路、大手道から城下町にかけてのビスタの確保	小牧駅前線では眺望が確保されている	市役所庁舎などがあり、城下町側からは実施困難	削除	—
	市内主要地点からの小牧山を望める眺望ポイントの整備	ラピオ５階（小牧駅西側の公共施設）で設置されている	現状、見えるところからは小牧山は見えるので、あえて整備する必要はない	削除	—
b）緑地の保全と歴史的景観の創出	タブノキ等の照葉樹林の保全	日常管理のみ	保安林区域内ではそれとの兼ね合いがある	課題を踏まえて継続	4-4 緑地計画参照
	テーマ性を持った植栽、施設づくりを行い、歴史的雰囲気の高い景観形成	未着手	保安林区域内ではそれとの兼ね合いがある。施設は作らない	課題を踏まえて、景観形成を継続	同上
	土塁、虎口等の保全・修復、史跡周辺の景観誘導により、小牧山を核とした歴史性を強調した魅力的なエリア整備	整備済部分では実施	継続していく必要がある	継続	同上
	歴史散策ルート沿い景観整備の誘導	小牧駅～小牧山間に信長ロードを設置	継続していく必要がある	継続	2-2 史跡小牧山の価値にふさわしい整備のあり方参照
c)展望点の確保	山頂部を小牧市の最も重要な展望拠点として保全・活用	歴史館展望室あり	樹木を伐採する必要がある	継続	4-4 緑地計画参照
	利用上必要な園地からの展望機能を確保	曲輪 402 西側に設置	継続していく必要がある	継続	4-2 土地利用計画と整備計画参照
	夜景眺望拠点として必要な整備	山頂部樹木伐採実施	下記の課題から、あえて夜景眺望を考える必要はない	削除	—
	（主要ゲートから歴史館までの夜間利用ができるルート整備）	未着手	常設の照明灯を積極的に整備しにくい	削除	—
	（歴史館夜間開放）	以前は、夏季の土日に実施していた	現状から再開しにくい。あえて掲出する必要はない	削除	—

第２章　整備の理念

２－１　史跡小牧山の価値

１）　史跡指定地の本質的価値について

織田信長がはじめて自ら築いた城である

織田信長は、尾張国勝幡城で生まれ、その後那古屋城に移り、そして守護代家の城である清須城を居城とした。それらの城は以前から存在したものであったが、永禄６（1563）年、小牧山にはじめて自身による城を築いた。信長は、山頂を主郭とし、主にその西側から南側の山中に曲輪を、山麓の南東側から北側にかけては堀で区画した武家屋敷を配した。大手口は山の南側に設け、大手道は大手口から中腹まで直線的な道が延び、山頂へ向かって一度折れた後は屈曲する道となって主郭へ至る。信長が割普請により築かせた可能性がある石垣は、主郭の周りには二段（一部は三段）の石垣が、さらに主郭下の曲輪や大手道沿いにも巡る。

信長が築いた小牧山城は、土の城が主流であった中世城郭から後に総石垣を有する近世城郭への転換点にあたる城であるといえる。

小牧・長久手の戦いで織田信雄・徳川家康連合軍が本陣を置いた場所（山）である

天正 12（1584）年に起こった小牧・長久手の戦いでは、羽柴（豊臣）秀吉と対峙する織田信雄・徳川家康連合軍が信長の城に改修を加えて小牧山に本陣を置いた。

関ヶ原の戦いに対して「もうひとつの天下分け目」とも称される小牧・長久手の戦いの舞台となった小牧山は、山中には遺構が良好に残り、中世から近世を物語る上で欠かせない歴史的価値を有している遺跡である。

尾張藩の留山であった山である

江戸時代、尾張藩は、徳川家康が小牧・長久手の戦いで小牧山に本陣を置いていたことから、勝利、開運の陣跡として聖跡とし、小牧山を留山として一般の入山を禁止し、大切に保存した。それにより、現在まで良好な状態で城郭遺構が保存されることとなった。

名古屋城築城にあたり石切丁場となった地である

小牧山は、慶長 15（1610）年から始まった名古屋城築城において、石垣を構築するための石材の調達先のひとつに選ばれ、近世における小牧山の用途の一端を示している。

小牧山に関わる城郭などとの位置関係を理解できる眺望を有するとともに、緑豊かな環境を有する独立丘である

城であった時の主郭である山頂からは、岐阜城や小牧・長久手の戦いにおける砦跡などが見え、小牧山と歴史的関連の深い地点との位置関係が理解できる。

また、周辺部が都市化していく中で緑豊かな環境を有し、平野の中にある独立丘であり、ランドマークとしても、また、市民の憩いの場としても積極的に利活用されている。

２）　史跡指定地の本質的価値に準ずる価値について

城として使われたことや石切丁場となった以外にも歴史を有する史跡である

小牧山の南斜面中腹で旧石器時代～縄文時代の石器等が確認された。古代には墓所、中世には寺院が営まれ、織田信長による築城以前には、宗教施設として利用されていた歴史を有する山である。

近代以降の小牧山の歴史を物語る歴史的建造物を有する史跡である

小牧山には明治21（1888）年に建てられた創垂館がある。小牧山が、愛知県の所有であったときに山頂西側の曲輪に建設され、迎賓館の機能を有していた。創垂館は明治 22（1889）年から小牧山とともに尾張徳川家の所有となり、明治～大正期には同家主催の園遊会などが催された。現在は青年の家の東側に移設されている創垂館は小牧山の明治期からの歴史とともにあり、その流れを共有してきており、近代以降の歴史的価値を有するものである。

近代以降の小牧山の歴史を物語る遺構を有する史跡である

太平洋戦争時には、小牧山の西麓に一般的な防空壕よりも規模が大きい防空壕が造られた。

２－２　史跡小牧山の価値にふさわしい整備のあり方

史跡小牧山の発掘調査は、昭和 61（1986）年度から令和 3（2021）年度までほぼ継続して 35 年間行なっている。調査面積は 16,555 ㎡で、指定地面積は 205,956.23 ㎡であるから、調査済み面積は全体の約 8%となっている。史跡整備は、昭和 63（1988）年の緑地整備以降 33 年が経過しており、実施した面積は、73,000 ㎡（図上計測）である。

現在、平成 11（1999）年に策定した「基本構想」のタイムスケジュールでの中期整備が始まろうとしている。このように整備事業は長期に渡るものであり、少なくとも 50 年先、100 年先のあるべき史跡小牧山の姿を描いて、着実に事業を進めていかなければならない。

また、史跡小牧山の整備計画は、本質的価値やそれに準じる価値を大切にし、その価値が十分発揮されるものとならなければならず、保存と活用のバランスが取れた整備を行うことが大切である。

本質的価値等の①適切な保存管理、②保存に影響を及ぼさない活用、整備、③それらを行う体制等について下記のとおり方向性を定める。

① 史跡小牧山の価値を維持し、正しく、わかりやすく確実に後世に伝える。

- 史跡小牧山を構成する、曲輪、虎口、石垣、土塁、切岸、堀等の諸要素を保存管理する。
- 史跡の本質的価値にそぐわない土地利用、施設は排除し、城郭としての歴史的空間との一体性を強化する。
- 遺構に悪影響を与えていると考えられる樹木は、周辺状況を見て伐採する。
- 日常管理を着実に行うことで、史跡としての価値を維持し、来訪者が安心して利用できるようにする。
- 史跡内の案内板や説明板等サイン施設を充実させることで、わかりやすい史跡とする。またデザインの統一を図る。
- 史跡内動線を整備し明確にすることで、遺構の破損等を防いでいく。遺構保護の観点から、

現道を活かした園路整備とする。ただし、調査で城道が判明した場合は城道を園路として利用する。現園路が遺構や城道に沿わず史跡の保全上適切でない時は、迂回、廃止を検討する。

・城郭遺構の保存に配慮した管理を行いながら、自然に親しめる都市の中の緑地空間として緑地を保全し、市民の憩いの場とする。

・織田信長が築城し居城した当時（永禄 6～10（1563～67）年：永禄期）の遺構と徳川家康が陣城として改修した小牧・長久手の戦い時（天正 12（1584）年：天正期）の遺構と二時期に渡り、遺構が遺存している。主とする整備の目標時期は天正 12（1584）年とするが、信長居城時の永禄期などの遺構も発掘調査に基づいて整備する。

② 調査研究を継続して行い、史跡小牧山の価値のさらなる解明を進め、保存、活用を図る。

・調査研究を継続して進め、市民や来訪者等、市内外に積極的に情報発信していく。

・調査にあたっては、写真測量等デジタルデータ化を進め、確実に記録を残していく。

・石垣の写真測量等を実施し、基礎面の高さ、裏込等の構造・高さ等の規模、積み方などを調査する。また、その結果を石垣台帳（石垣カルテ）に記録し、整備や維持管理に活用する。

・石垣等の保全や整備を図る基礎資料とするため、発掘調査等を適切な範囲で実施する。

③ 史跡小牧山の価値を顕在化するとともに調査研究成果に基づく活用を図り、市民や史跡来訪者が小牧山に親しみを持ち、小牧山だけでなく地域の歴史や文化を学べる場を創出する。

・調査研究を計画的、積極的に進め、史跡小牧山の価値の顕在化を図りつつ、保存、活用のために計画的に整備事業を進める。

・小牧山や地域の歴史や文化を学ぶ場として、学校教育や生涯学習などで有効活用を図る。（小牧山城史跡情報館、小牧市歴史館、創垂館の活用や、小牧山の自然を活用した野外活動の取組みなどを進める。）

④ 史跡小牧山の保存、活用を着実に推進していくため、市教育委員会他庁内関係部署のみでなく、市民、ボランティア等多様な団体等との連携を含めた体制を整える。

・史跡の保存、活用を着実に推進するために必要な体制を整える。

・市教育委員会や庁内関係部署だけではなく、文化庁、愛知県との連携を図る。また、行政機関だけではなく、市民、ボランティア等との連携を図る。

⑤ 市内文化財・観光スポットとのネットワーク化と情報発信を行う。

・郷土の歴史に関する展示施設、散策路等整備を行う（史跡外）とともに、市内の史跡、文化財や観光スポットとのネットワーク化を図り、また、全国へ織豊期城郭や城下町遺構等の情報発信を行い、歴史遺産としての価値を周知するとともに、情報の更新を行っていく。

第３章　整備のための条件

① 遺構の把握とそのための発掘調査の実施

整備を行うには、史跡の持つ価値の把握が重要となる。これまでどおり発掘調査を必要とする部分は調査を進め、成果を記録に残し、整備に反映させていく必要がある。

・計画的な調査を行う。大まかな実施手順は、発掘調査計画立案→文化庁現状変更申請→保安林内立木伐採許可申請→伐採工事→調査実施→遺構の検討・実施設計→整備工事、となる。
※伐採工事は、調査前年までに先立って行うほうが効率がよい。

・発掘調査成果の活用

・関連資料調査、情報収集の実施

② 文化財調査研究体制の強化

史跡小牧山をはじめとする関連史跡、文化財の資料収集を積極的に、円滑に行うため、調査研究体制を充実・強化する必要がある。

・現在小牧山課が発掘調査や整備事業等を行っている。その体制は、令和３年度時点で課長１名、史跡係長１名（考古学専門員）、専門員１名（考古学専門員）、係員４名（考古学専門員１名、土木技師１名、事務職２名）で、全員が文化財課の職務を兼務している。また、文化財課所属の会計年度任用職員（発掘調査員）１名が小牧山課の職務を兼務している。専門職員の継続確保を行うとともに、職員の知識向上のための研修会参加促進等継続的な人材育成が必要である。

・史跡小牧山は、発掘調査や整備事業を進めるにあたって、「史跡小牧山整備計画専門委員会」に諮り、その専門的立場から指導、助言を受けている。引続き専門家等からの意見を聞き、情報収集を行い、事業に反映させていく。

③ 市民のコンセンサスの確立

関連資料収集、発掘調査や自然環境、歴史的環境・景観の形成等の整備を行うにあたって、市民の協力は不可欠であり、そのための情報収集・コンセンサスの確立を行う必要がある。なお、史跡小牧山の整備及び管理に関する計画を審議する「史跡小牧山整備計画審議会」は、市民代表の委員で構成している。

・発掘調査現地説明会等を行い、小牧山の歴史やその価値についての理解を深めてもらう機会を作る。

・小牧山城史跡情報館（れきしるこまき）や市役所ホームページ等を活用し、ＳＮＳを通じて情報発信や資料収集を行う。

・市民、ボランティア、地域活動団体などとも連携を図り、史跡小牧山の案内や維持管理面での協力体制の充実を図る必要がある。

④ 関連計画との調整、連携と史跡小牧山を核とする一体的な環境整備

史跡小牧山の歴史的環境整備と史跡小牧山を核として周辺の城下町・宿場町等を魅力的な文化・歴史資源として活用する。

市の教育大綱・教育振興基本計画、まちづくり推進計画、観光振興基本計画、緑の基本計画、都市景観基本計画等関連計画との調整・連携を図る必要がある。

なお、『小牧市まちづくり推進計画　第１次基本計画』では、各施策とＳＤＧｓに掲げられた17の目標との関係性を整理しており、各施策の推進を通じて、“誰一人取り残さない”持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すとしている。史跡小牧山の整備を含む「基本施策19 文化・芸術」は、17 の目標のうち、「４質の高い教育をみんなに」「11 住み続けられるまちづくりを」「17 パートナーシップで目標を達成しよう」との関係性を明示している。

⑤　整備済み施設や樹木の維持管理

山麓を中心に史跡整備済みのエリアが多くあり、古いもので整備実施後 33 年が経過しているところもある。また、利用が多く施設の劣化が進んでいる園路等もある。現状を調査し、修繕が必要な箇所は計画的に補修を進めて行く必要がある。

史跡内の樹木については、史跡小牧山の特徴である眺望や景観を阻害しているものや、遺構保存上問題と考えられる樹木がある。良好な史跡環境を維持していくために、樹木の伐採や剪定等を行っていくことが求められる。

第４章　基本計画

４－１　遺構等保存計画

１）　史跡小牧山の遺構

織豊期の平山城に分類される。山頂部には石垣、山中には曲輪群や土塁、堀が見られ、城としての遺構は比較的よく遺存している。当時の建造物は現存していないが、建物跡遺構の存在が山頂付近の調査で判明している。

現在残る小牧山は、永禄 6（1563）年に織田信長により築城され、永禄 10（1567）年信長が岐阜へ移った 17 年後の天正 12（1584）年、小牧・長久手の戦いで陣城として徳川家康により改修されたものである。山麓の土塁と堀、中腹の堀、堀相当の平地などによって二重に防御され、さらに中腹の防御ラインは尾根を横断する形で南北に延びる堀と土塁によって東西に区分され、機能的に主郭地区、西側曲輪地区、大手曲輪地区、西側谷地区、帯曲輪地区の 5 地区に区分される。

① 主郭地区

・山頂の主郭を中心とする曲輪群で、中腹の横堀、尾根を切断する横堀で囲い込まれる。曲輪数は 29 箇所。

・山頂部では、主郭を取り巻く永禄期の三段の石垣、その前面に設けられた石桝状遺構や庭園跡、搦手口と考えられる箇所では礎石と側溝状の石組みなどを確認した。また、主郭南側では、礎石建物跡とそれに伴う玉石敷、中腹部では、大手道や土塁など永禄期と天正期の二時期の遺構が重複している部分があることを確認した。

・令和 3（2021）年度から主郭の石垣復元整備などを開始した。

② 西側曲輪地区

・主郭地区を囲む尾根を切断する横堀の西側に位置し、U字形の尾根上に配される曲輪群である。周囲に土塁が配されるという特徴を持つ。曲輪数は 23 箇所。

・本地区内には、石垣造営のための採石場ではないかと考えられる場所がある。

・発掘調査は実施していない。

③ 大手曲輪地区

・南斜面の巨大なテラス状の曲輪群で、中腹の横堀から麓までの大手道沿いの面積の広い曲輪群が分布する。曲輪数は 18 箇所。

・小牧市役所旧本庁舎が置かれていた場所で、庁舎の解体撤去後、平成 28（2016）年度に復元整備工事が完成した。

・地区内には、小牧山稲荷神社や徳川源明公墓碑、遊具などの、史跡とは関係ない施設も多い。

・平成 24（2012）年度に市役所旧本庁舎跡地整備に伴う発掘調査を実施し、同 28（2016）年度には現在小牧山城史跡情報館が建つ部分と旧本庁舎跡間の発掘調査、令和元（2019）年度には旧管理道部分の発掘調査を行った。

④ 西側谷地区

・U字形に配された西側曲輪地区の間の谷沿いの曲輪群で、中世寺院跡を利用し曲輪を造ったと考えられる。曲輪数は 5 箇所。

・昭和 63（1988）年度と平成元（1989）年度に発掘調査を行った。曲輪 305 では、永禄期、天正期の二時期の遺構を確認している。

⑤ 帯曲輪地区

・麓をめぐる堀と土塁の防御施設のすぐ内側に山麓を巡る形に配置された曲輪群で、東から北側にかけて面積が大きく、西側では狭い。曲輪数は 23 箇所。
・小牧山における発掘調査の初めである昭和 61（1986）年度～翌年度の小牧山緑地整備に伴う搦手口付近の発掘調査、平成 10（1998）年度～同 14（2002）年度の旧小牧中学校用地整備のための試掘調査、発掘調査を行った。永禄期、天正期の二時期の遺構を確認している。

⑥ 虎　口
・麓では、南側の大手口、北側の搦手口の他、東側で 2 箇所、南西側に 1 箇所の計 5 箇所ある。また主郭地区では縁辺部に 4 箇所、主郭に 2 箇所、計 6 箇所ある。
・大手口は山の南側にあり、大手道は中腹まで直線的に延び、主郭地区南西部で右折れして主郭に至る。
・麓の虎口は、昭和 62（1987）年度に搦手口、平成 10（1998）年度に東側御幸橋付近、同 12 年に東側中央部の発掘調査を行った。大手口、南西部の虎口の調査は行っていない。また、主郭地区での試掘、発掘調査は、平成 16～17 年、18 年、28 年、29 年度に実施した。なお、平成 21（2009）年度から同 22（2010）年度にかけて現市役所本庁舎建設前に実施した小牧池田遺跡の発掘調査で、大手口へ向かう城への通路を確認している。

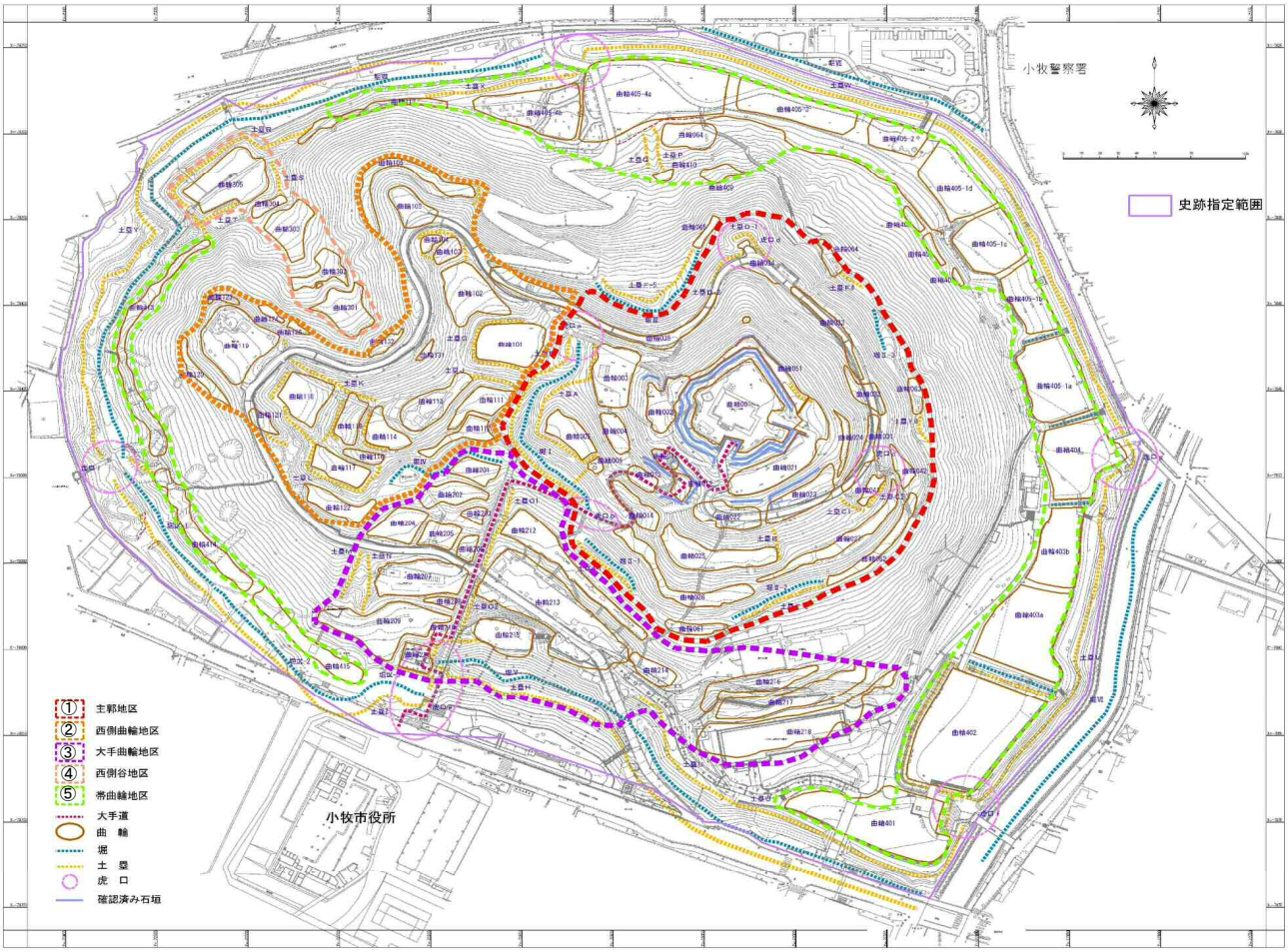

史跡小牧山地区区分図

２）発掘調査状況

史跡小牧山では、整備事業に伴う発掘調査を実施してきており、昭和 61（1986）年度の山の北側、搦手口調査から始まり、現在も続けている。調査済み面積は 16,555 ㎡（1986 年～2021 年）で、調査位置は下図のとおりである。

遺構の分布と発掘調査位置

史跡小牧山発掘調査位置図

３）今後の発掘調査計画

発掘調査は、基本的には史跡整備に伴うものであり、整備スケジュールと密接に関わってくる。調査や整備は、縄張図区分をもとに進め、主郭地区→大手曲輪地区→西側曲輪地区→西側谷地区→帯曲輪地区（西側）の順とする。

また各調査時期は、主郭地区Ａゾーンの調査予定を令和 7（2025）年度までの早期調査区と設定し、それ以降は中期、長期として三つに分ける。（P46「史跡小牧山整備計画タイムスケジュール」参照）

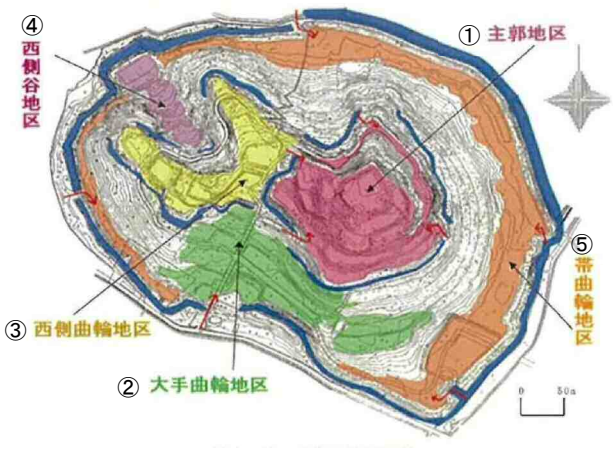

小牧山城縄張図（「保存活用計画」より）

① 主郭地区

現在は主郭地区で主として実施しており、平成 30（2018）年に策定した『史跡小牧山主郭地区整備基本計画修正版』（以下、「主郭地区整備基本計画」という。）では、以下の計画となっている。

Ａゾーンは、現在調査中であり、今後、大手道を擁するＤゾーン、大手道北側に接するＢゾーン、比高差のある堀と土塁、虎口を擁するＣゾーン、山の中腹部曲輪群があるＥゾーン、主郭北側で虎口があるＦ・Ｇゾーンの発掘調査、整備を順次行うこととしており、これを踏襲する。

Ａ～Ｄゾーンを早期調査、Ｅ～Ｇゾーンを中期調査とする。

	ゾーン名	遺構の特徴	調査スケジュール（予定）	備　　考
早期調査	Ａゾーン	曲輪001とそれを取巻く斜面や石垣と曲輪002・051、南面の現在は管理車も通る園路として利用されている、曲輪021・022・023・024	現在継続中で、Ｒ6年度に終了予定	・Ｒ3年度より整備工事着手
	Ｂゾーン	主郭から大手道北側の深い堀や土塁に囲まれた西側の曲輪003・004・005・006	Ｒ6年度	・Ｈ16年調査を参考に追加のﾄﾚﾝﾁ調査を実施
	Ｃゾーン	ダイナミックな地形を持ち、主郭への防御上重要であることを感じさせる土塁Ａ・Ｅとその間の堀Ｉ	Ｒ7年度	・Ｈ16～19年ﾄﾚﾝﾁ調査を参考に追加調査
	Ｄゾーン	築城時の主要路であり、主郭への玄関口でもある大手道とそれに付随する曲輪011・012・013・014と虎口b	Ｒ4・5年度	・既存園路を中心に調査 ・永禄期と天正期の重複を確認
中期調査	Ｅゾーン	主郭の南側の曲輪025・026・027・041・042・061・062）、虎口c、土塁や堀	Ｒ8・9年度	・曲輪や堀、土塁の調査
	Ｆゾーン	現況は園路として利用されているところで、遺構の残りのよい虎口dを含む、帯曲輪031・032・033・034・035	Ｒ10年度	・土塁等の確認調査
	Ｇゾーン	遺構はないと考えられる現況樹林地		

② 大手曲輪地区

本地区は、大手道を挟んで東側は市役所跡地や桜の馬場（園地）、西側は小牧山稲荷神社や徳川源明公墓碑など明治以降の宗教施設があるなど土地の改変が激しい地区である。これまでに市役所旧本庁舎跡地や旧管理道等一部で調査を行っている。施設周辺部などで遺構の確認調査を実施する。

本調査地区は中～長期調査区として考える。

①主郭地区

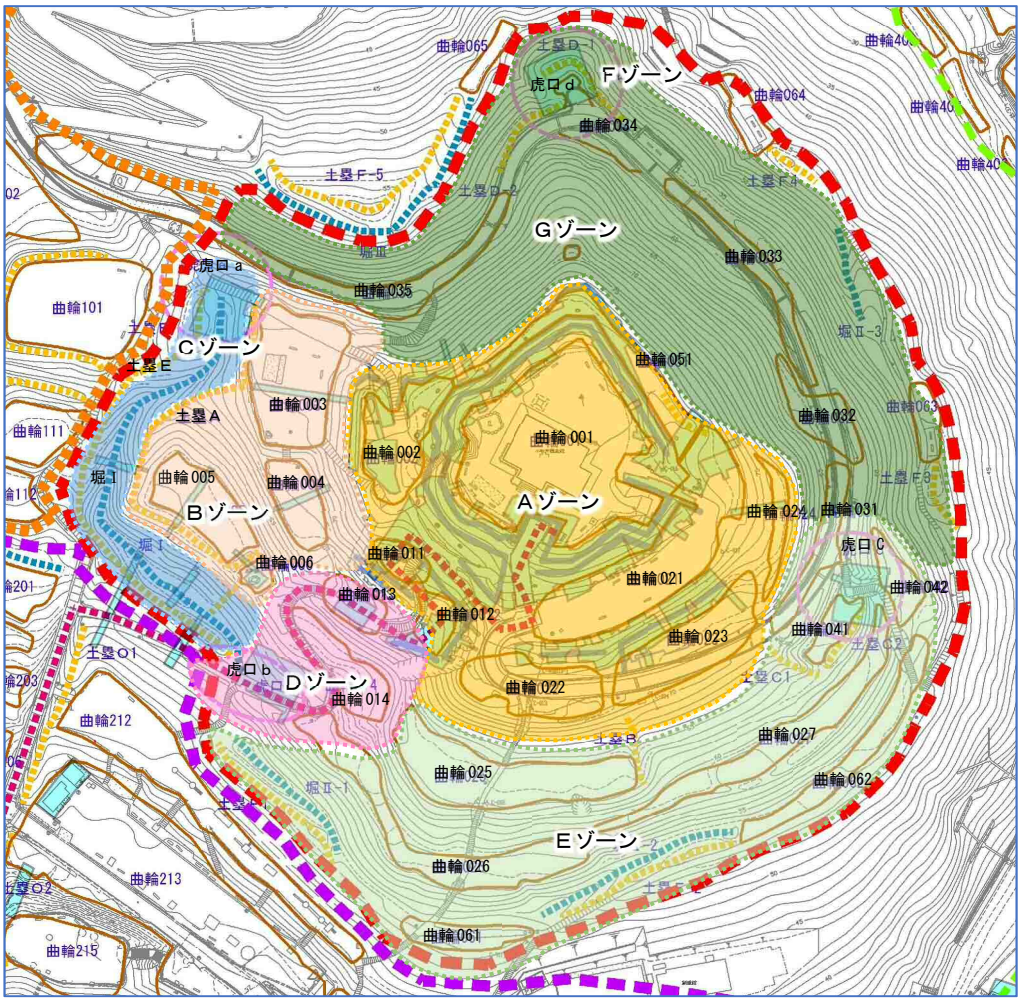

②大手曲輪地区

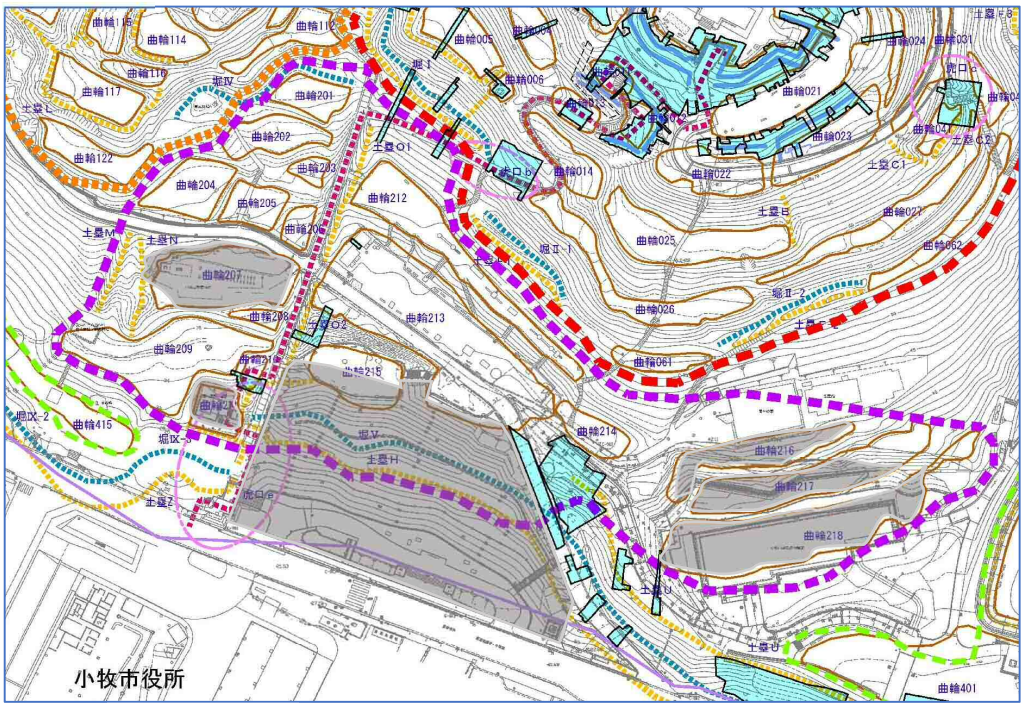

遺構の改変が
考えられる箇所

③　西側曲輪地区

調査未着手地区であり、土塁または石塁を伴う曲輪が残っていると考えられる。また、主郭等石垣造営のための採石場であったと考えられる箇所もある。土塁や曲輪等の構成要素や機能、その範囲の確認調査を行う。

調査時期は、長期調査とする。

④　西側谷地区

昭和 63（1988）年度と平成元（1989）年度に調査した北西麓屋敷跡伝承地（曲輪 305）を中心とした谷部の曲輪群であり、樹木が生い茂っている。調査は、曲輪範囲の確認調査を実施する。

調査時期は、長期調査とする。

⑤　帯曲輪地区

北側の搦手口を中心とする調査は終了し、整備済みとなっている。また東側の曲輪群も中学校移転後調査を行ない整備済みである。西側は未調査区域であるが、現況園路に盛土をして仮整備園路を設けている。

この場所は、虎口や土塁、堀があり、西側の重要な防御施設であることから、その構造や規模の調査を実施する必要がある。

調査時期は、長期調査とする。

また、この地区には、「保存活用計画」で本質的価値に準ずる諸要素として上げている防空壕が 7 箇所ある。未調査であり、崩壊の可能性もあることから、上記発掘調査とは別途、調査する必要がある。

③西側曲輪地区

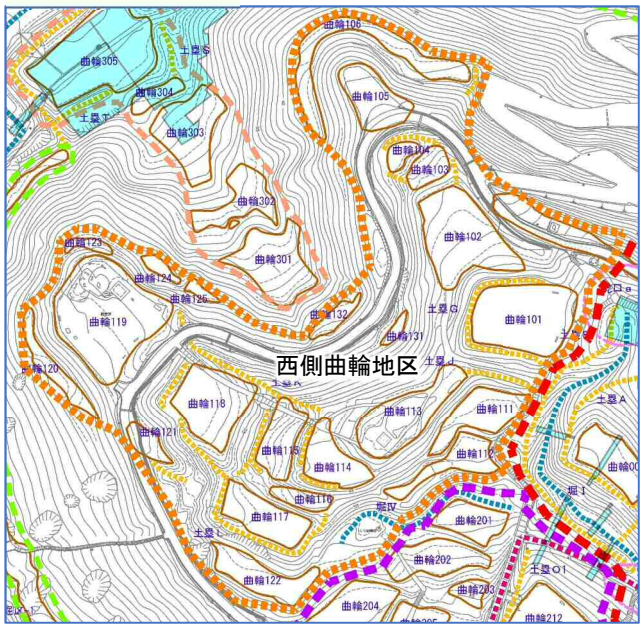

④西側谷地区

⑤帯曲輪地区（西側）

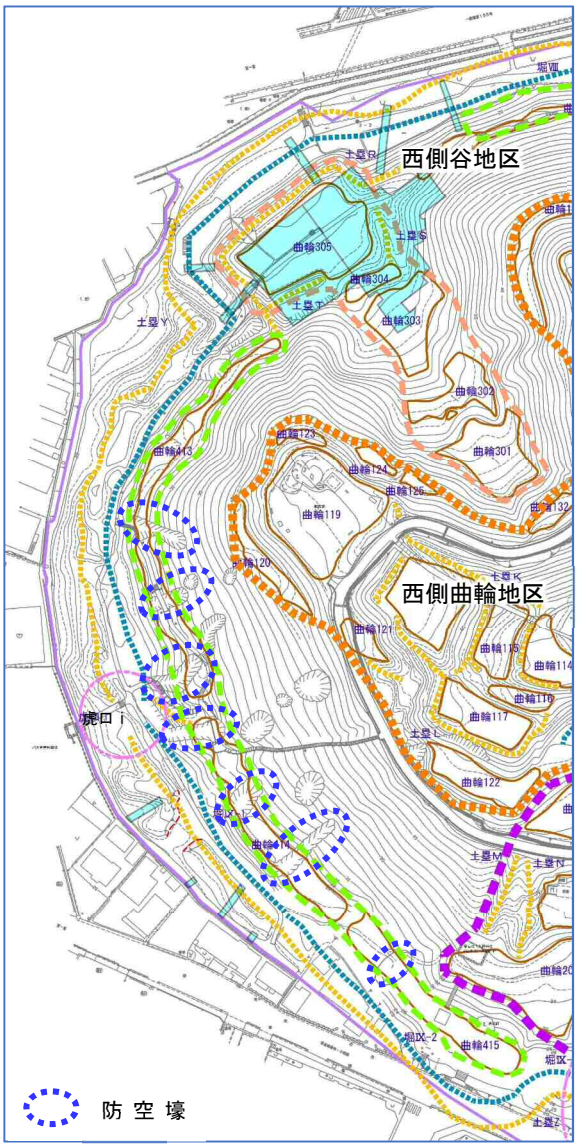

４）遺構等保存計画

現況保存を原則とし、発掘調査で構造や遺構面の範囲等を確認した上で、その活用方法を検討する必要がある。

① 遺構の保存（曲輪、虎口、石垣、土塁、切岸、堀等）

・石垣等の現状が明らかでないことから、石垣等の保全を図る基礎資料とするため、計画的に適切な範囲で発掘調査等を実施する。
・石垣は測量を行い、規模や積み方、石材の現状と崩落状況等を記した台帳（石垣カルテ）を作成し、維持管理にあたる。
・石垣が崩壊する危険が生じた場合は、崩落を防止する処置を講じる。
・雨水流路、動物や鳥の営巣、掘削などの人為的行為、樹木の根、雑草等、遺構の保存に悪影響を及ぼしている要因がないか日常点検、見回りによる把握や確認等、維持管理を適切に行う。
・雨水等流路が遺構の変形、き損の原因となる場合は、適切な排水計画を策定し、遺構の保存を図る。
・石垣や曲輪、土塁等の遺構があると考えられる周辺の樹木は、日常点検時に状況を確認し、遺構に損傷を及ぼす可能性がある場合は早期に伐採や剪定等の処置を行う。
・人が遺構に近づくことにより、遺構が破損する恐れがある場合は、立入り禁止エリアを設けて遺構の保存を図る。

② 出土遺物の保存

・遺物管理台帳等を整備し、出土遺物を適切に保存管理する。

③ 地形、植生、景観などの保存

・地形については、日常点検、見回りにより、土砂流出等の異常の早期発見に努める。異常があった場合には立入り禁止処置をとり、可能な範囲で応急処置を取る。土砂災害が発生した場合は、復旧工事を行う。
・植生については、適切に維持管理し、災害等による倒木や枯損木は、維持管理の処置として、早期に撤去する。
・史跡小牧山全体の景観維持、主郭からの眺望の確保のために、阻害となっている樹木は、幹の切下げや剪定等を行う。

④ 近代以降の小牧山の歴史を物語る歴史的建造物（創垂館）の保存

・日常点検、維持管理を実施し、保存管理を適切に行う。
・保存修理が必要になった場合は、修理にかかる調査と設計を行う。

⑤ 近代以降の小牧山の歴史を物語る防空壕の保存

・現状の安全性の確保を維持継続し、今後発掘調査を行った上で保存方法を検討する。

４－２　土地利用計画と整備計画

史跡小牧山の土地利用は、「基本構想」や「保存活用計画」を踏襲したものとする。

全体土地利用を用途別に考え、城郭遺構を復元・表示し、史跡であることをアピールする【城郭展示ゾーン】、史跡公園的空間を提供する【史跡園地ゾーン】、小牧山の緑としての骨格を構成する【史跡緑地ゾーン】、史跡内ではあるが現在県道小牧春日井線として利用されている【道路ゾーン】の４つに分ける。

史跡小牧山ゾーン区分図

①　城郭展示ゾーン

城郭展示ゾーンは、遺構分布状況から３つのエリアに分ける。

①－１　主郭展示エリア

主要な曲輪が遺存する場所で、発掘調査により石垣、堀、土橋などの遺構について明らかになりつつあるエリアである。

中心の山頂には小牧市歴史館があり、従来からあった屋外便所や倉庫、防災サイレン塔など史跡に直接関わりのない施設を撤去し、調査や整備に向けての事業が進んでいる場所であり、また、展望に優れた場所でもある。エリア内は木々が生い茂り、散策路としての園路も整備されるなど利用者が多い場所である。

主郭地区（史跡緑地ゾーンの一部を含む）の整備は、「主郭地区整備基本計画」を踏襲して進めて行く。

山頂部は、発掘調査により確認した遺構については可能な範囲で復元整備や遺構表示を行い、周辺への眺望も活かしつつ、来訪者の史跡への理解をさらに深めるための整備を実施する。

（次に記すゾーン区分については、P22 参照）

Aゾーン

・石垣などの遺構は復元整備や修復、表面表示をして、石垣があった城郭としての小牧山城をアピールする場所として整備する。
・主郭を取り巻く石垣などは、基底部の石垣列を保護しつつ復元整備を行い、調査で確認できた高さまで必要最小限の新補石材を用い露出展示する。
・石垣上部は芝ロールにより保護し、その背面は地被類等の植栽で法面の安定化を図るなど修景整備を行う。
・復元整備する主郭を取り巻く三段の石垣の上から二段目手前は観察園路として整備する。
・調査により判明した曲輪や土塁は、盛土や地被類による保護を行う。曲輪については、土系舗装を敷設する。
・土塁や曲輪等遺構上の樹木は、伐採を原則とする。その他の樹木は枯損木や病害木を除き出来るだけ伐採は行わず、景観を維持していく。ただし、山頂主郭からの眺望等に支障をきたす樹木は、幹の切下げによる高さ調整や枝抜き等の剪定を行う。

Bゾーン

・大手道北側の深い堀や土塁に囲まれた曲輪群であり、永禄の城郭形態を天正期に改修した部分であることが過去の試掘調査で判明している。今後の発掘調査にあたっては、永禄期と天正期の遺構の状態を確認することが必要となる。
・整備は、発掘調査成果に基づき復元・表示整備を行う。天正期の遺構の復元・表示が基本となり、永禄期の遺構については、説明板等でわかり易く解説する。

Cゾーン

・主郭への防御上重要な土塁と堀、土橋があった場所である。
・整備は、発掘調査成果に基づき復元・表示整備を行う。

Dゾーン

・築城時の主要路であり、主郭への玄関口でもある。Bゾーンと同様永禄期、天正期の両遺構が遺存する場所であると考えられる。Bゾーンと同様、天正期の遺構の復元・表示が基本となり、永禄期の遺構については、説明板等でわかり易く解説する。

Eゾーン

・主郭南側の樹林に覆われた曲輪群で、堀や土塁があると考えられる場所である。
・整備は、発掘調査成果に基づき復元・表示整備を行う。また、既存木の伐採や剪定等を合せて行う。

Fゾーン

・主郭北側の虎口がある場所で管理道と接している。
・植栽等で虎口の形状を表示する。また、遺構が良好に残っていると考えられる土塁や堀については、周囲の樹木整備を行い、遺構が視認できるようにする。

Gゾーン

・遺構はないと考えられる樹林地である。樹林地の維持管理を行う。

①－２　西側曲輪展示エリア

土塁をともなう多数の曲輪が遺存している場所である。散策ルートに沿った曲輪群については、園路沿いの重要な遺構について限定した発掘調査を行い、遺構の修復と表示整備を進める。また、曲輪の分布が見渡せる眺望点の整備も検討する。植生も豊かなエリアであるため、来訪者の安全性や自然景観に配慮した樹木整備を行う。枯損木、病害木、外来種は伐採する。また、このエリアには、石垣の採石場と考えられる箇所があるため、そこに行く園路を整備する。

・土塁や曲輪の保全のために盛土や法面保護のための植栽を行う。盛土の高さについては発掘調査結果に基づき決定する。植栽木は遺構面に損傷がないよう浅根性の低木や地被類とする。
・遺構と考えられる場所に樹木が生育している場合は、遺構面保護のために伐採することを原則とする。

①－３　大手道エリア

大手口から中腹へ向かって延びる大手道とその西側に広がる曲輪群を含むエリアである。これまでの調査で永禄期の石垣、天正期の土塁などが確認されるなど二時期の遺構が確認されている。

発掘調査を行い、その成果に基づき、大手道と曲輪群の関係がわかりやすい整備を行う。

・本史跡の整備時期は天正期を基本としているため、永禄期の遺構は、発掘調査時の写真等を説明板で紹介するなど表現方法を検討し、天正期の改修の様子がわかるように工夫をする。
・大手道は、現在擬木階段が作られ多くの利用があるが、雨水流出路ともなっている。発掘調査を行い、当時の城道の規模や構造を確認した上で、整備を進める。

②　史跡園地ゾーン

最も史跡整備が進んでいるゾーンで、６つのエリアに分けられる。史跡小牧山で最初に史跡整備を行った搦手口整備エリア、中学校跡整備エリア、市役所跡整備エリア、旧管理道エリア、桜の馬場エリア、青年の家エリアである。

②－１　搦手口整備エリア

昭和 63（1988）年に整備が行われ 30 年以上経過している。虎口の形状や土塁、曲輪などが復元整備されている。

・整備も古く園路などの路面が荒れてきている。また、園路が曲輪を横断するなどの問題もある。動線等の見直しを含んだ再整備を行う。
・遺構を表現した植物の管理を定期的に行う。

②－２　中学校跡整備エリア

史跡整備により、土塁断面展示施設、井戸跡、小牧山模型などが屋外展示されている。また、平成 31（2019）年には、史跡小牧山の中核施設である「小牧山城史跡情報館（愛称：れきしるこまき）」が開館するなど、史跡小牧山内でも最も利用が多いエリアとなっている。

・これまでどおり現状維持に努める。

②－３　市役所跡整備エリア

市役所旧本庁舎を撤去した跡地に、土塁や堀などを復元整備したエリアで、大手口東ガイダンスエリアとして来訪者の正面入口的な場所となっている。

・これまでどおり現状維持に努める。

②－４　旧管理道エリア

発掘調査の成果に基づき堀や土塁などの遺構復元を行い、中学校跡整備エリアと市役所跡整備エリアで復元した遺構とを接続し、史跡景観を高める整備を行う。また市役所跡整備エリアと小牧山城史跡情報館とを繋ぐ木製園路を計画する。

・整備を早期に進め、土塁や堀の連続性を復元する。
・園路をつなぐことで市役所跡整備エリアと中学校跡整備エリア、小牧山城史跡情報館との利便性を高める。

②－５　桜の馬場エリア

大手道東側に位置する広い曲輪で、史跡小牧山内で唯一遊具がある場所である。令和２(2020)年度には、既存トイレ改修のための発掘調査を行った後、バリアフリー機能を備えたトイレを設けた。また、エリア内に管理道が横断している。桜の時期やイベント開催時は利用者の多い場所となっている。

今後、発掘調査を実施し、遺構の保護や史跡景観を配慮した整備を行う。

②－６　青年の家エリア

創垂館、青年の家があり、市民活動にとって重要な場所である。創垂館は、耐震性の問題から利用休止していたが、令和３（2021）年度に保存修理工事が終了し、令和４（2022）年度から利用を再開する。

・青年の家が存続する間、地形復元等は行えないため、周辺部の現況維持、樹木管理を行っていく。

③　史跡緑地ゾーン

③－１　遺構・樹林保全エリア

史跡小牧山の緑地景観を構成する樹林地を主とする場所である。一部で発掘調査を行い、屋敷跡伝承地として周知され、西側は幅の狭い帯曲輪や虎口、土塁、堀があったと考えられている。また、近代以降の小牧山の歴史を物語る施設として防空壕が７箇所確認されている。西側帯曲輪部分は園路を暫定整備した。

・暫定整備した園路は、当面路面などの補修等の維持管理を行い、周辺部遺構は現況保存とする。
・西側の虎口や土塁、堀については城郭機能上重要な場所である。発掘調査を行い、史跡整備を実施して行く。
・防空壕は発掘調査を実施して保存方法を検討する。
・樹木については、山の景観を構成する重要な要素である。外来種や枯損木、病害木などは伐採する。また、樹林密度が高くなりすぎ、林床は下草もなく裸地化しているところもある。裸地化による土砂の流出、遺構のき損も考えられる。枝抜きや幹の切下げによる樹勢の回復を行う。

④　道路ゾーン

県道小牧春日井線となっている部分で、土塁や堀があったと考えられる場所である。道路が存続する間は現状維持とする。

整備は、現在着手している城郭展示ゾーンの主郭展示エリア（Ａゾーン）、史跡園地ゾーンの旧管理道エリアの整備を早期整備とし、今後着手していく城郭展示ゾーンの主郭展示エリアのＢ～Ｇゾーンを中期整備、大手道エリア、桜の馬場エリア、西側曲輪展示エリア、史跡緑地ゾーンを長期整備として、事業を進めていく。ただし、発掘調査成果や社会情勢の変化等により整備スケジュールの見直しを行うこととする。

今後は、整備済み遺構の修復や施設の老朽化による不具合等、早急に整備する必要があるものは、上記スケジュールとは個別に修復・改修等のスケジュールを設定する。

基本構想図

４－３　動線、園路計画

１）現況

史跡小牧山内の園路は、機能的に分けると次の５種類に分けられる。

① 管理道

管理道は幅員 3m以上で山内施設や樹木を管理する際の管理車両対応の舗装としている園路で、利用の中心となっている。史跡公園南口から小牧山城史跡情報館前を通り山頂へ至る道、史跡公園南口から東麓を通り、搦手口を経て屋敷跡伝承地の東側へ至る道である。これらの道は、史跡公園南口から北へ 45m程のところで分岐し、そこまではインターロッキングブロック舗装である。山頂へ至る道は、小牧山城史跡情報館前から桜の馬場手前までは半たわみ舗装としており、令和２（2020）年度には、桜の馬場南西部から山頂手前までを主郭地区整備の作業道として自然色アスファルト舗装とした。山頂への緊急車両の通行が可能な唯一の園路である。桜の馬場南側から青年の家まではアスファルト舗装である。東麓側の道は、分岐点から駐車場口までは土系舗装、そこから搦手口までは未舗装、搦手口から屋敷跡伝承地東側まではアスファルト舗装である。

なお、管理車両以外の車両については、小牧山課が許可した車両のみ通行できることとしており、史跡来訪者等の一般車両の通行は認めていない。

② 大手道園路

大手口から主郭、山頂へ登る園路で、小牧・長久手の戦い時とルートはあまり変わらないと考えられる。道の両側は曲輪となっている場合が多く、通路の両側には土塁があったと考えられる。

整備年は不明であるが、擬木階段が多く、施設は老朽化しており園路面は荒れている。また、地表面の土砂の流出や大雨時には雨水の流路となっている。

③北園路

城として使われていた時の道ではないが、北側から史跡小牧山に入り山頂へ向かう人達が主として利用する園路である。搦手口南東部で管理道と分岐し、中腹で史跡公園南口から山頂へ至る管理道と合流するまでの曲がりくねった急勾配の道で、路面は荒れ、石が露出し歩きにくい道である。

③ 細園路

細園路は、上記以外の園路で、舗装されているものと地道のままのものがある。東側については、史跡整備で土系舗装をしている。また西側は暫定整備ではあるが木質アスファルト舗装を布設している。そのほか東西にある自然遊歩道などの園路は未舗装のままとなっている。

⑤地道

地道としているのは、細園路のうち未舗装で、遺構を壊すなどして勝手に作られた道で、遺構の考慮はされていない道である。御嶽神社から小牧山稲荷神社へ至るルートなどがある。御嶽神社から西に向かうと暫定整備された園路にあたる。

史跡小牧山への来訪者の目的は、観光、研究、施設利用、散歩、歩道代わりの通り抜け等が挙げられるが、以下、来訪者の動線については、主として観光や研究目的による史跡小牧山来訪者（特に初めての来訪者）を対象として記述していく。

史跡小牧山への主なアクセスは次のとおりである。

史跡小牧山へは、徒歩、自転車、自動車（自家用車、バス、タクシー等）で山の麓まで来ることができる。鉄道は、最寄り駅が史跡小牧山の東1.9kmにある名鉄小牧線「小牧」駅で、そこからは徒歩あるいは自動車を利用することとなる。

バス停は、史跡小牧山南側に名鉄バス（名古屋市内から来る近距離高速バスを含む）と豊山タウンバスの「小牧市役所前」バス停、こまき巡回バスの「小牧山前」バス停（名称は異なるが、前記「小牧市役所前」バス停と同所）、こまき巡回バス「小牧山前」バス停の西側約100mには同バス「小牧市役所」バス停があり、大手口東ガイダンス広場南側にあたる。

一般車両の駐車場は小牧山北側の小牧山北駐車場（有料、51台収容）、観光バスの駐車場となるバス専用駐車場（４台収容）は小牧山南西側にある。

駐輪場は史跡小牧山内には設けていないため、小牧市役所駐輪場の利用を案内している。

史跡小牧山の主なゲート（入口）は７か所あり、それぞれ「大手口」「バス駐車場口」「搦手口」「北駐車場口」「山北橋口」「御幸橋口」「史跡公園南口」と呼称している。このうち、山北橋口は、小牧駅から史跡小牧山、さらに史跡小牧山北方のパークアリーナ小牧（小牧市総合体育館）への経路として整備された道路に面している。この道路は、歩道幅が広く整備されており、史跡小牧山を正面に見ながら歩くことができ、小牧駅から史跡小牧山への最短経路といえる。史跡公園南口、大手口は路線バスバス停に近く、大手口は駐輪場からも近い。北駐車場口は一般車両駐車場である小牧山北駐車場に、バス駐車場口はバス専用駐車場にそれぞれ面している。

人数調査やアンケート調査に基づくものではないが、史跡小牧山内における主な目的地は、山頂の小牧市歴史館、南東麓の小牧山城史跡情報館、史跡整備で遺構を復元整備している東麓の帯曲輪（通称史跡公園、イベントでの利用が多い）が挙げられ、それらは山の東半に位置している。ゲートを入った来訪者はそれぞれの目的地へ向かうことになるが、距離の遠近はあるが、上記７か所のどこのゲートからでも行くことができるとともに、数通りの経路がある。

２）問題点の整理

・整備済みや暫定整備を行った園路で、経年劣化が見られるなど補修が必要な箇所がある。
・北園路は、雨水等により路面が削られて歩きにくくなっている。
・整備されていない園路で利用者が日常的に利用している地道があり、史跡保存上問題がある。
・いずれの入口からでも山内各施設等へ行くことができ、数通りの経路があるため、目的地への行き方がわかりづらい。また、山中歩行中に迷うことがある。
・バス専用駐車場から山中への動線が細園路から始まるため、わかり難い。
・小牧山城史跡情報館はガイダンス施設であるため、来訪者に最初に訪れてもらいたいが、搦手口、北駐車場口、山北橋口、バス駐車場口からは遠い位置にある。
・イベント開催時は駐車場が不足することがある。
・駐輪場を設けていない。

３）動線、園路整備計画

１　基本方針

・北側搦手口から東に向かう管理道は、路面の傷みが見られ、曲輪を横切る形態となっている。動線の見直しを行い、中学校跡整備エリアに合せた改修を行う。
・既存園路で、歩きにくいなどの問題がある箇所は修繕する。整備済み園路も同様とする。
・北園路は、路面状況が悪く早期に改修する。改修にあたっては、園路勾配が急であることや雨水処理等周辺との取り合いを十分検討する必要がある。
・改修や整備にあたっては、可能なかぎりユニバーサルデザインに配慮したものとする。
・史跡保存上問題がある地道は塞いでいく。
・駐車場から、また、山中歩行中、現在地と目的地がわかるように道標等サインを整備する。
・周辺地で駐車場、駐輪場の確保を目指す。

・発掘調査で新たに道や虎口が判明した場合は、遺構面を保護した上で、復元や表示をして園路として利用することを基本とする。ただし、調査で判明した道付近に既存園路がある場合は、既存園路を廃止し、確認できた道を園路とする。
・小牧市歴史館、小牧山城史跡情報館、東麓帯曲輪や大手口東ガイダンス広場北側の遺構復元エリア、創垂館（令和４（2022）年度から見学や貸館が可能として開館再開予定）、将来的には、令和３（2021）年度から整備を開始し、同７（2025）年度に終了予定の山頂の遺構復元整備エリアへの動線を整備する。また、これら施設を回遊する動線（主となる園路は、管理道、大手道園路、北園路）を整備する。
・バスによる来訪者は、大手口東ガイダンス広場で乗降車できる対応ができるよう体制を整える。なお、現在、同広場は大手口にのみ通じているが、令和４（2022）年度に予定している同広場北東部の小牧山城史跡情報館周辺（管理道部分）整備において、同広場から小牧山城史跡情報館西側へ通じる階段を整備する予定である。
・小牧市役所駐車場は、平日は史跡小牧山来訪者の駐車はできないため、平日でも利用できるように駐車場所管課と調整していく。

動線・園路図

４－４　緑地計画

１）現況

史跡小牧山の植生は、スギやヒノキなどの常緑針葉樹植林、アラカシやクスを主体とした常緑広葉樹林、コナラを主体とした落葉広葉樹林、ハゼノキやアカメガシワなどが見られる先駆落葉広葉樹林、ハリエンジュなどの外来樹種優勢群落、整備時に植えられた植栽地に分けられる。全体的には、太平洋岸の温暖な気候条件の影響によって、常緑広葉樹を主体とした植物相を呈している。

生育する代表的樹木は、スダジイ・ツブラジイ・アラカシ・シラカシ・タブノキ・ヤブニッケイ・クスノキ・オガタマノキ・ヤブツバキ・サカキ・カナメモチ・シャシャンボ・カクレミノ・カラタチバナ・マンリョウ・ヤブコウジ・センリョウ・クロバイ・テイカカズラ等の常緑に加えて、コナラ・アベマキ・ソメイヨシノ・ヤマザクラ・アズキナシ・ハゼノキ・アカメガシワ等の落葉樹が混在して、現在の小牧山の森林植生を形成している。

史跡小牧山は長い年月のうちに樹木が成長して、現在ではクスノキ・クロガネモチ・アラカシなどの常緑広葉樹が分布を広げて、林内は薄暗くなっている。

暗い森は生育する植物種数の減少を引き起こし、また、小牧山の脆いチャート質岩盤は、樹木の根が十分に張れないことから、根返りを起こした樹木も見られる。遺構保全という観点からは、これまでの調査で、概して遺構面が現況地盤に近いところが多いと推定され、樹木の根による遺構の破壊が懸念される。利用面からは、散策する人の見通しがきかないという防犯面の問題や、史跡小牧山の本質的価値にも上げられている眺望をさえぎっているという点でも問題を抱えている。また、園路等への落枝や倒木の危険などの問題も指摘されている。

史跡小牧山植生区分図

２）問題点の整理

・植生調査が全域を網羅していない。

・大きく成長した樹木の根による遺構の破壊が懸念される。

・クスノキやタブノキ、アラカシなどの常緑樹の巨木林化が進み、林床に光が差さなくなり下草も生えず裸地化が進んできている。土砂流出等遺構面への影響が懸念される。

・樹林がみどり豊かな環境をつくり出しているという反面、史跡小牧山の本質的価値、特性である眺望等景観の阻害要因となるなど、周辺への景観の良さという特徴が失われてきている。

・大きく成長した木が周囲の住宅や道路へ大きく張り出し、台風時等の倒木、落枝が懸念される。

・メタセコイア等の外来種やソメイヨシノ等の園芸種等史跡地になじまない樹木がある。

・倒木や伐採木跡地の処理を検討する必要がある。

・遺構保存や眺望等確保のためには樹木伐採が必要となるが、史跡地内は保健保安林に指定されているところも多く、伐採にあたっては、関係部局との協議が必要となる。

３）管理の基本方針

① 遺構の保護に悪影響を及ぼす樹木等は伐採する。

② 史跡内からの眺望、史跡外からの景観の向上を図る。

③ 史跡来訪者等の安全を確保する。

・虎口や曲輪、土塁、石垣などの遺構上に根を下ろしている高木性の樹木（クスノキ、アラカシ、シイ類、コナラなどは）は原則として伐採する。石垣については、最上部の石（復元整備により積んだ石の場合も含む）及び根石から 3m以内の樹木は伐採または剪定する。

・将来大木になることが予測される樹木（クスノキ）は、幹の切り下げや剪定等により根返りや倒木を防ぎ、樹木の良好な成長を促すとともに、景観面での向上を図る。

・史跡保全の観点から、伐採後の植栽は原則的に行わない。ただし、歴史性を助長するテーマ性を持った植栽や、史跡環境を演出する上で必要な場合は、発掘調査を行い、遺構面を確認した上で、保護盛土や防根シートなどを施した後、出来るだけ根張の小さな在来種を植栽する。

・景観の改善のため、また、石垣復元整備後の石垣を視認出来るようにするため、主郭山頂付近の高木は幹の切下げや剪定を行い、史跡内外からの景観を確保する。

・メタセコイア等の外来種の伐採を進めて行き、歴史的雰囲気作りの創出を図る。

・潅木類は 1/3 程度の除伐を行い、林内の照度を高め、林床植生による表土保全を図りつつ、伐採後の落葉樹などの実生更新を促す。

・在来種と思われ、かつ、大きくなりにくい樹種（シャシャンボ、リョウブ）は、優先的に残す。

・ソメイヨシノは江戸時代後期の園芸種であり本史跡には適さないため、現存木の維持は行うが、植え替えによる更新は行わない。

・自然植生が残る樹林地では、遺構の分布状況を考慮した上で、可能な限り自然景観を残す。

・園路や施設、周辺の住宅や道路に向かって傾いている樹木、枯損木や病木等の危険木は、来訪者等の安全性確保のため伐採や枝の剪定を行う。

・日常管理により危険木の早期発見に務め、発見した場合には適切に対応する。

江戸時代の小牧山　**（搦手口方向）**　間々村村絵図[天保 12 年]　　**（大手口方向）**　小牧村村絵図[天保 12 年]

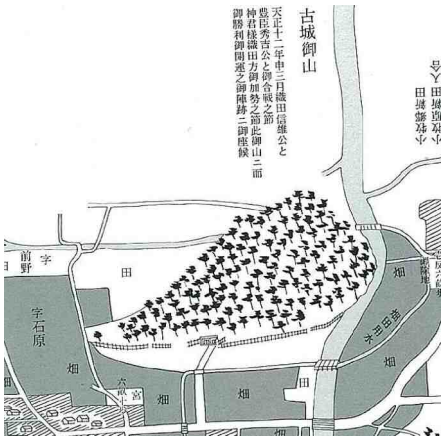

・松が主体の山で、谷には竹が描かれている。山の周りは竹垣で囲まれていた。

（『小牧市史　資料編２　近世村絵図編２』　小牧市　昭和 53（1978）年　より抜粋）

昭和 40 年代前半の桜の馬場

・桜の馬場背後の樹林は貧相で、土砂の流出も見られる。

昭和 43 年 3 月南面

・「歴史館」完成時の写真と思われる。
・山は全体的に林層が未熟で、特に南面は荒れて見える。

北側園地工事[昭和 50 年頃]　（北東方向から）

・北園路には杉が植えられ、その西側にも杉の植林が見られる。また、造成によるものかは不明だが、北園路とその周辺斜面の樹木にも大きなものは見られない。
・北東部に竹林の広がりが見られる。
・全体的に落葉樹が点在しているのが見られ、東側はおそらくタブノキやカシ類を中心とした樹林となっていると思われる。

現況植生（断面）と整備計画

植生断面図－Ａと整備内容（Ｐ34 参照）

〔樹林の状況〕
- 山麓から中腹にかけて、常緑樹（アラカシ、スギなど）が大きく育っている（樹高 20m 以上）。このため、麓からは山頂（小牧市歴史館）が見えない。
- 中腹の神社周辺は、針葉樹（スギ、ヒノキ）が高密度に植えられており照度不足が顕著である。針葉樹は下枝が枯れあがり、林内は暗い。
- 中腹から稜線にかけて、常緑樹（アラカシ、シラカシ、クスノキ等）が 20m近くの樹高で広がっており、落葉樹（ハゼノキ等）は老木･衰弱木が僅かに残る程度。

植生断面図(A：南斜面)

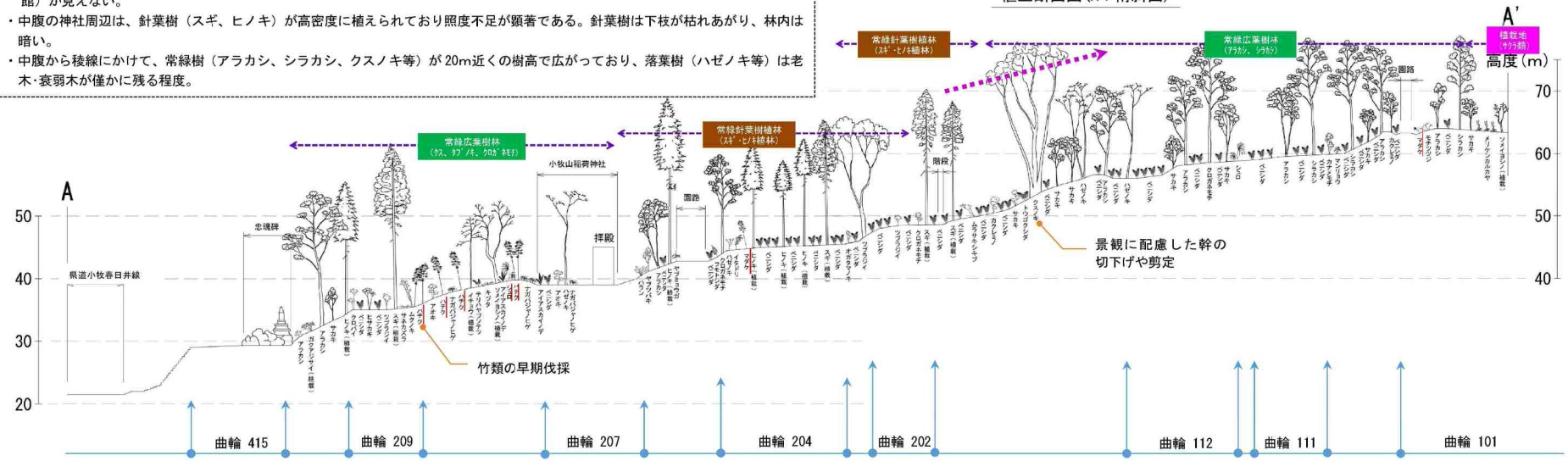

史跡緑地ゾーン 遺構・樹木保全エリア	城郭展示ゾーン 大手道エリア						城郭展示ゾーン 西側曲輪展示エリア			
・民有地であり、現況保存とする	・民有地は、現況保存とするが、除草等の日常管理を行う ・ムクノキやコナラなどは小牧山の在来植生の可能性があるため、保全する	・林内のタケ類は伐採する	・現況保存とする	・ヒノキの間引きを行い、曲輪縁部の大高木は遺構保存のため伐採する	・象徴的なツブラジイ、スダジイは保存する	・遺構近くのクスノキは伐採し、離れているものは、幹の切り下げ等を行い景観にも配慮した植物管理を行う	・遺構上に悪影響を及ぼす樹木は伐採する ・在来種で、大きくならない樹種は優先的に残す	・園路沿いの中木類は利用者の周辺遺構の認知確保のため伐採する	・遺構に悪影響を及ぼしている物や安全上問題がある物は、遺構保存の観点から伐採する

植生断面図－Ｂと整備内容（Ｐ34 参照）

〔樹林の状況〕

- 山麓から頂上にかけて、常緑樹（クスノキ、タブノキ、クロガネモチなど）が大きく育っている（樹高 25m 前後）。このため、麓からは山頂（小牧市歴史館）が見えない。
- 林内はクスノキなどが高密度に生育しており、上方への成長を競った結果、樹高が高い。高木は成長のピークを過ぎており枝枯れが発生。照度が不足し林内は暗い。
- 頂上付近では遺跡の発掘調査が進められている。高木を避けて発掘調査を行っており、調査効率が上がらない要因となっている。

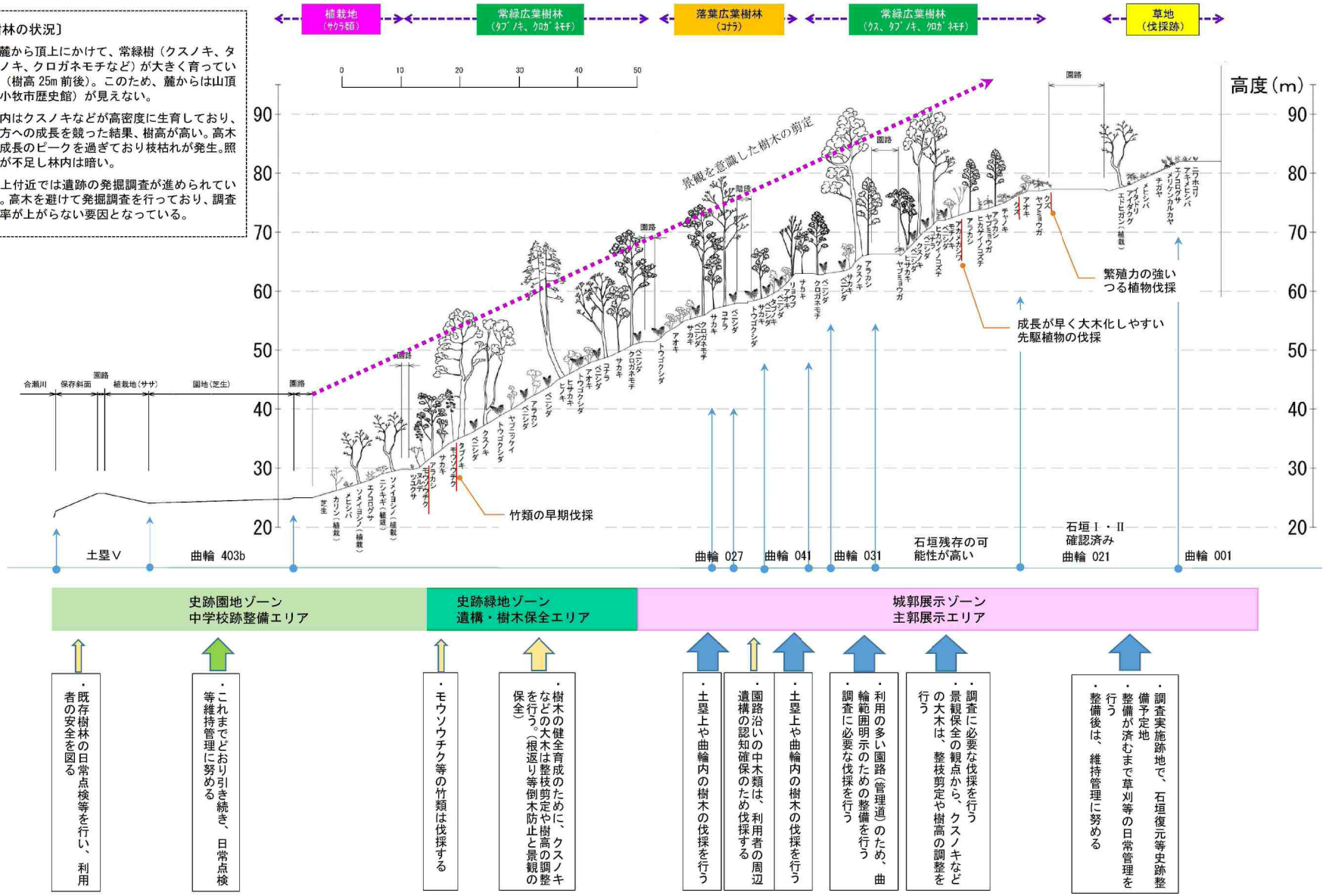

- 既存樹林の日常点検等を行い、利用者の安全を図る
- これまでどおり引き続き、日常点検等維持管理に努める
- モウソウチク等の竹類は伐採する
- 樹木の健全育成のために、クスノキなどの大木は整枝剪定や樹高の調整を行う。（根返り等倒木防止と景観の保全）
- 土塁上や曲輪内の樹木の伐採を行う
- 園路沿いの中木類は、利用者の周辺遺構の認知確保のため伐採する
- 土塁上や曲輪内の樹木の伐採を行う
- 利用の多い園路（管理道）のため、曲輪範囲明示のための整備を行う
- 調査に必要な伐採を行う
- 調査に必要な伐採を行う
- 景観保全の観点から、クスノキなどの大木は、整枝剪定や樹高の調整を行う
- 調査実施跡地で、石垣復元等史跡整備予定地
- 整備が済むまで草刈等の日常管理を行う
- 整備後は、維持管理に努める

植生断面図－Ｃと整備内容（Ｐ34 参照）

〔樹林の状況〕

・山麓から山頂直下の散策路にかけて、常緑樹（タブノキ、クロガネモチ、クスノキなど）が大きく育っている（樹高 20m 以上）。このため、麓からは山頂（小牧市歴史館）が見えない。

・中腹から稜線にかけて、常緑樹（タブノキ、クロガネモチ、クスノキ等）が 20m近くの樹高で広がっており、落葉樹（ハゼノキ、アカメガシワ等）は老木･衰弱木が僅かに残る程度。北斜面にはタブノキが多いことが特徴といえる。

・五段坂はスギ、ソメイヨシノ、カエデが植えられているが、過密な状況にありお互いの生育を妨げている関係にある。

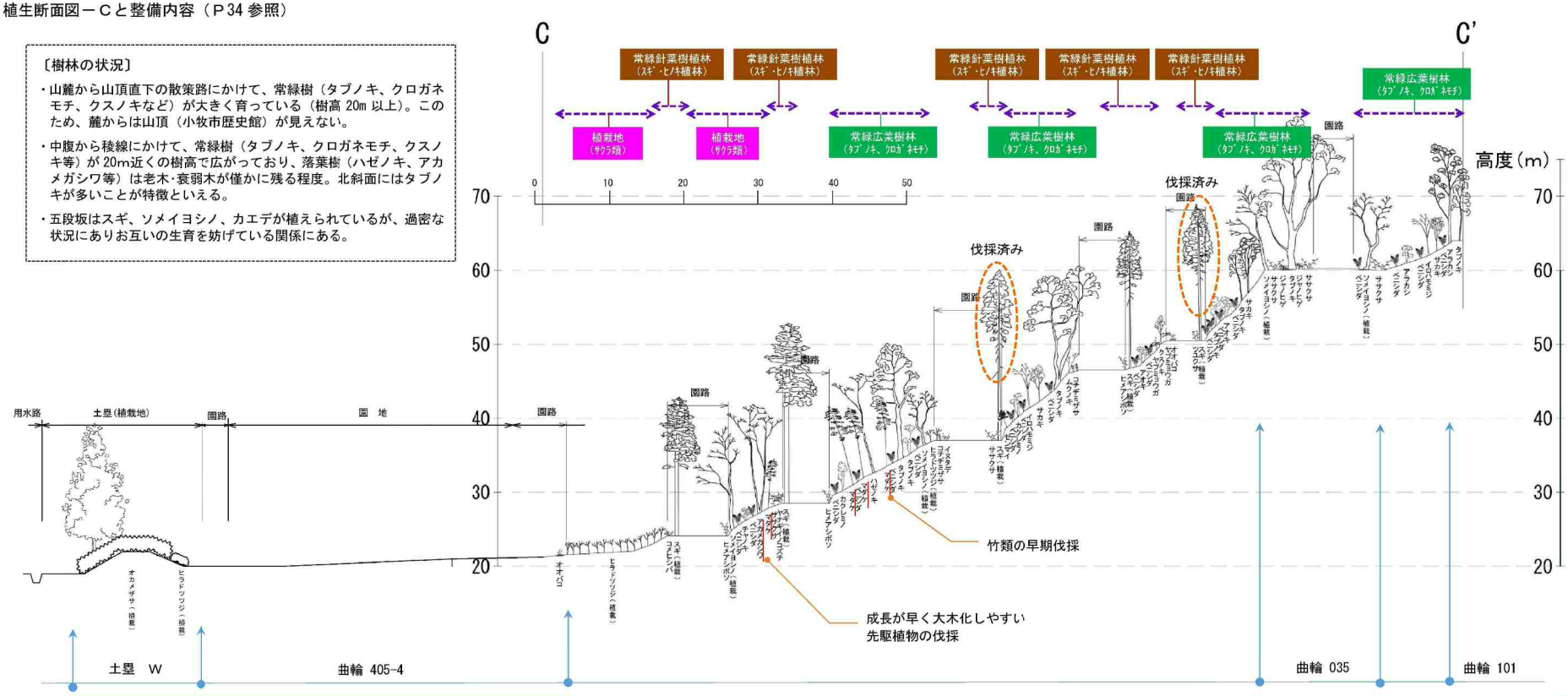

史跡園地ゾーン 搦手口整備エリア		史跡緑地ゾーン 遺構・樹木保全エリア	城郭展示ゾーン 西側曲輪展示エリア	
・土塁を表示しているオカメザサは、定期的に剪定し、高さを押える ・既存樹林の日常点検等を行い、利用者の安全を図る	・これまでどおり引き続き、日常点検等維持管理に努める	・成長が思わしくないスギは伐採済み ・既存のサクラやモミジの成長を促すよう、常緑樹を伐採する ・マダケ等の竹類は伐採する	・利用の多い園路（管理道）のため、曲輪範囲明示のための整備を行う ・調査に必要な伐採を行う	・遺構に悪影響を及ぼしている物や安全上問題がある物は、遺構保存の観点から伐採する

植生断面図－Ｄと整備内容（Ｐ34 参照）

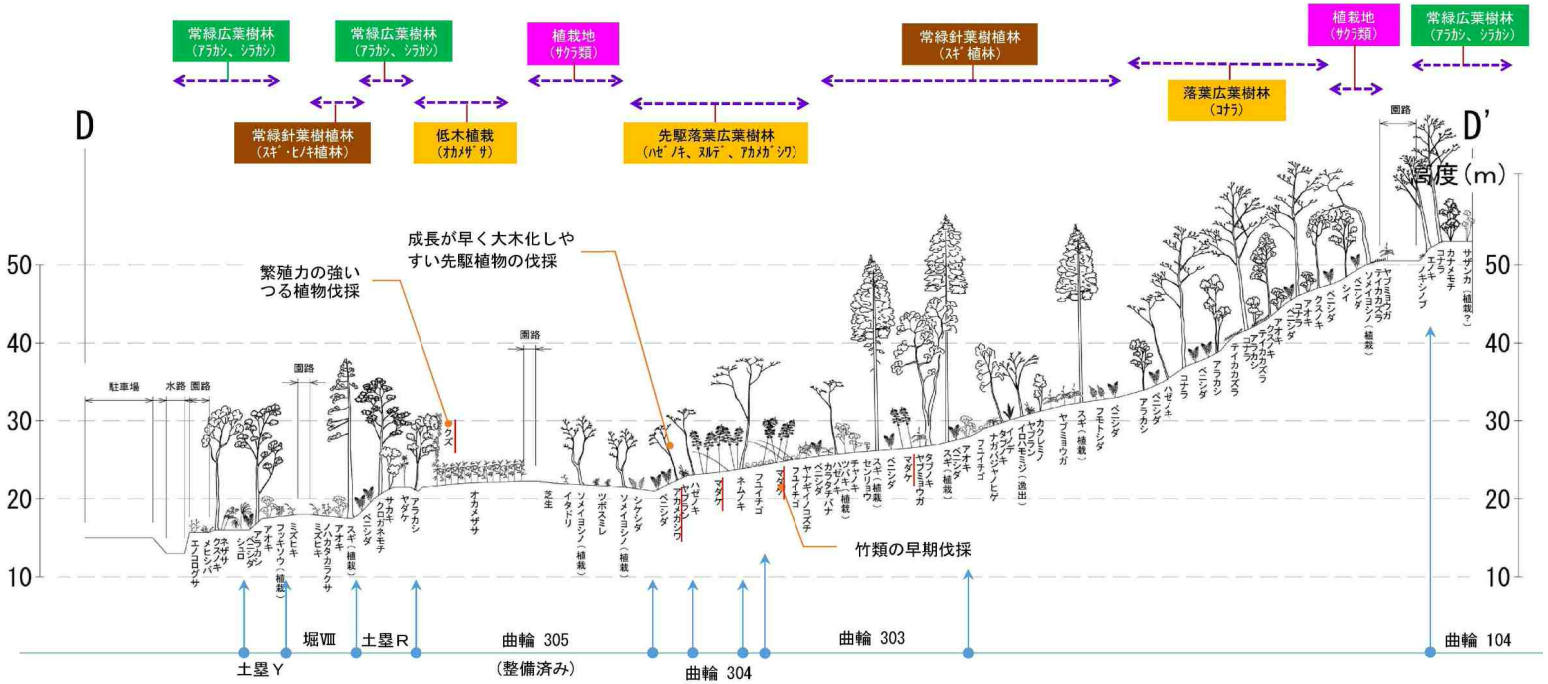

〔樹林の状況〕

- 山麓部は、遺跡調査で伐採されたあとに成立した先駆落葉広葉樹林（ハゼノキ、ヌルデ、アカメガシワなど）となっている。
- 谷の底面常緑針葉樹林（スギ、ヒノキ）となっている。カエデなどの落葉樹も生育しており、階層構造を持った比較的安定した樹林となっている。
- 中腹にはコナラ林が広がる。小牧山には所々にコナラ林が残されているが、その中でも最大の広さを持つ。

史跡緑地ゾーン 帯曲輪エリア	史跡緑地ゾーン 西側谷地区		史跡緑地ゾーン 遺構・樹木保全エリア	城郭展示ゾーン 西側曲輪展示エリア
・既存樹林の日常点検等を行い、利用者の安全を図る	・これまでどおり引き続き、日常点検等維持管理に努める	・遺構保存のため曲輪内の樹木は、伐採する	・在来植生を多く残す場所で、ムクノキやコナラの巨木が残っている ・クスノキやアラカシなどの常緑木は伐採する	・遺構に悪影響を及ぼしている物や安全上問題がある物は、遺構保存の観点から伐採する

植生断面図－Ｅと整備内容（Ｐ34 参照）

〔樹林の状況〕

・山麓部は、常緑広葉樹林（アラカシ、シラカシなど）となっている。全体的に成長が良く過密状態にある。林内は暗く、見通しが利かない。

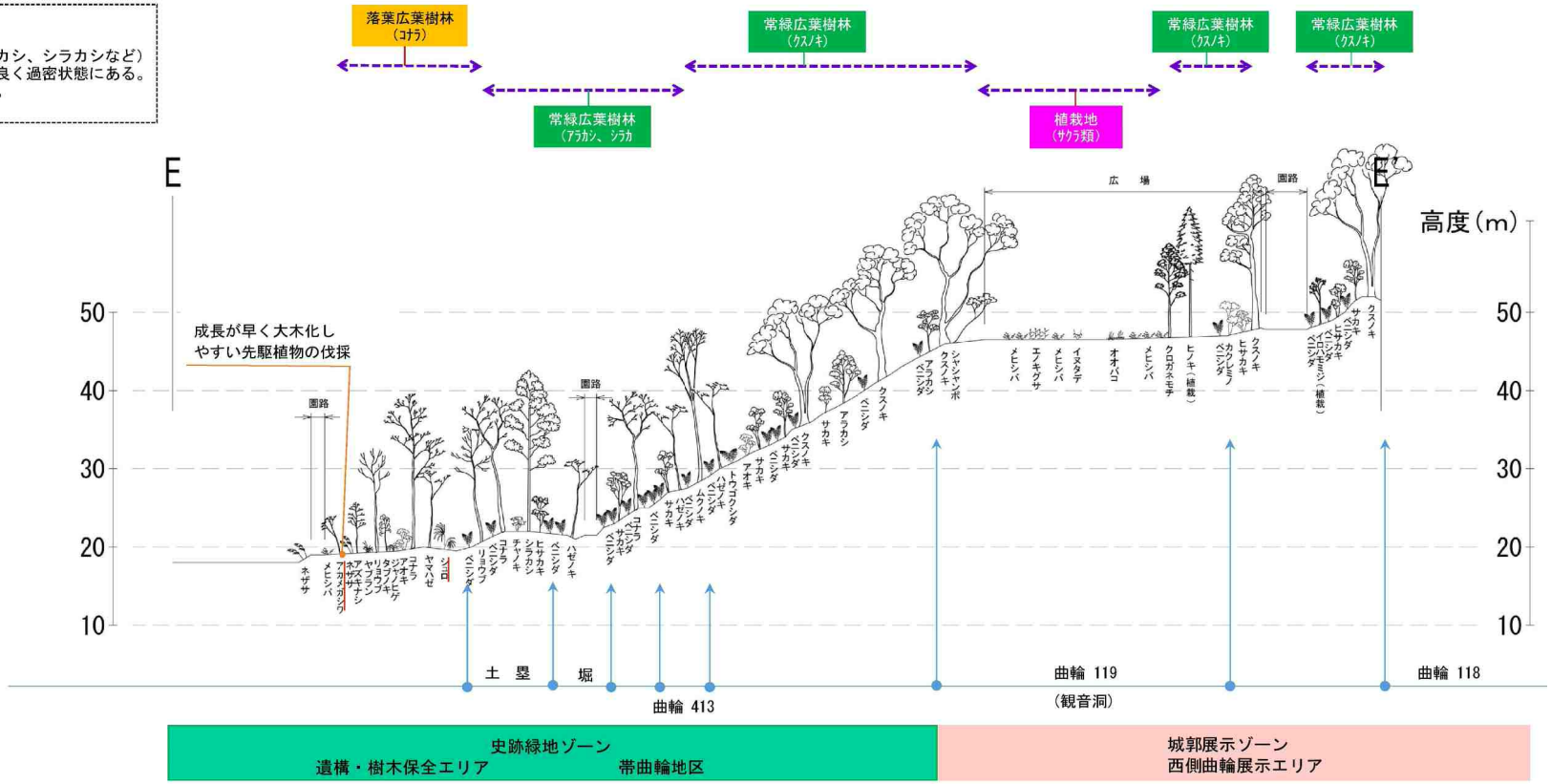

史跡緑地ゾーン
遺構・樹木保全エリア　　帯曲輪地区

城郭展示ゾーン
西側曲輪展示エリア

・樹林の健全育成のため、間引きを行ない、臨床に光が入るようにする
・急斜面の大高木は幹を切り下げ、倒木や根返りを防ぐ

・遺構に悪影響を及ぼしている物や安全上問題がある物は、遺構保存の観点から伐採する

４－６　植栽計画

昭和 63（1988）年に搦手口の整備が行われてから現在まで、曲輪や土塁等の遺構別にテーマを決めて植栽をしている。搦手口周辺整備では、土塁を日本原産のオカメザサで表現しており、中学校跡地整備では、オカメザサより背丈が高くならないチゴザサで土塁を表現している。また、曲輪範囲をアセビやカンツバキなどの低木で表示し、堀についてはタマリュウ等で表現するなど、在来種を用いて植栽している。また、広場としての利用が想定される場所については、在来種で花が咲くものを植栽している。

このように植栽する場所や目的は、盛土面保護（遺構保護）を目的とする場合や公園的利用に対応するために修景目的で植栽する場合など、場所や目的に応じて植栽してきた。これまでの整備済み箇所では、芝生により遺構面を保護し、保護盛土の厚みにより高木や低木を植えている。

史跡地のため、遺構保存が大前提となる。発掘調査により遺構面を確認した後、遺構を保存するための盛土等を行い、その厚みで植栽が可能か、どういう植物を植えるのかを決める。

今後の整備にあたり「基本構想」の整備方針や、「保存活用計画」の理念を踏襲して、植栽計画の考え方を以下のとおりとする。

1. 史跡の一体性という観点から、「基本構想」策定後の整備済みエリアの植栽整備方針を踏襲し、テーマ性を持った植栽を行う。
   - 在来種を基本とし、中学校跡整備エリアや市役所跡整備エリアで使用した樹種を中心に使用する。

2. 織豊期の史跡であるため、新たな植栽木は在来種とする。
   - 織豊期の植生調査を行い、判明した際には当時の樹種の植栽を検討する。
   - 小牧・長久手の戦い時は雑木林であったと想定されるため、植栽する高木は落葉樹を主体とする。
   - ソメイヨシノは江戸時代後期の園芸種であり本史跡には適さないため、植栽は行わない。
   - 新たにサクラを植える場合は、ヤマザクラやカスミザクラなどの在来種とする。

3. 遺構面を損なわないよう、出来るだけ根張の小さなもので、深根性樹木ではなく浅根性の在来種を植栽する。また高木を植栽する場合は、遺構面に影響ない土壌厚が確保できるかを確認する。
   - クヌギやコナラ、スダジイなどは深根性で主根が鉛直方向に伸び遺構の破損が懸念される。クスノキは中間性であるが、鉛直方向も水平方向にも根が張る。特に土塁上に生えたクスノキは遺構の破損が考えられるため、伐採する。

4. 復元土塁などの急斜面地に植栽する場合は、コグマザサ等の低管理型地被類とする。

４－７　施設、設備整備計画

今後の施設、設備の整備計画は、以下のようにする。（ゾーン区分については、P25 参照）

1. 城郭展示ゾーン
   - 小牧市歴史館は、体験学習施設として位置づけており引続き利用を進めていく。今後は、小牧山が城として使われた時代を体感できるよう戦国時代をテーマとした展示内容に特化した整備をしていく。これに伴い名称変更を検討する。
   - 徳川義親氏銅像は、名古屋城築城時に石切丁場となったことを物語る矢穴、刻印が残る石の上に建っている。永禄期の石垣上にあることから、小牧市歴史館内に移動する。
   - 国旗掲揚塔は、主郭地区の整備に併せて設置方法を検討する。

2. 史跡園地ゾーン

・桜の馬場エリアは、来訪者の利用が多い場所であり、遊具等の既存施設がある。
遊具は、点検を行って安全確保していく。点検等により使用できないことが判明した場合は、撤去していくこととし、更新、新設は行わない。

・青年の家エリアにある創垂館は、令和２～３年（2020～2021）度に保存修理工事を行った。今後は、修理後の姿を良好な状態で維持できるよう日常管理を行う。令和４（2022）年度からは庁内における所管課がこども未来部こども政策課から小牧山課となり、一般利用を再開する。貸館だけでなく、近代以降の小牧山の歴史を物語る歴史的建造物としての価値の周知を図るため、無料で自由見学できるようにするとともに、見学会やイベント等を開催して利活用していく。また、国登録有形文化財（建造物）の登録をめざす。

・小牧山城史跡情報館は、史跡小牧山の歴史等を知る上で重要な役割を果たしており、今後も積極的な情報収集、展示等情報発信を行って史跡小牧山の価値を伝えていき、ガイダンス施設としての機能を維持していくとともに、史跡来訪者の相互交流の拠点としても活用していく。また、施設のＰＲを引き続き行っていく。なお、今後、必要に合わせて展示等再整備を検討する。

3. 史跡緑地ゾーン

・現在園路が整備されていない範囲にも曲輪などの遺構が分布するが、遺構は原則として現状保存とする。

・ゾーン内西側の虎口、土塁、堀、防空壕は発掘調査を実施後、整備を行う。

・樹林地は、「4-4　緑地計画」を基に維持管理を行っていく。

4. その他既存設備について

・給水設備は、史跡整備を行い改修や新設したものは公園台帳等で明確になっているが、それ以前に設けられたものは配置等不明なものが多く、所々で漏水が発生している。今後は、配管ルートなどを調査し、現状の維持管理に努めるとともに、状況によっては配管を更新していく。

・汚水排水設備は、山頂部の浄化槽を撤去し、既存ルートを生かした汚水管の布設替えを行い、下水道に接続する。

・架空線で設けられている電気設備は、可能な限り電線の地下埋設化を進めて行く。また、老朽化した公園灯は、史跡整備で設けられた公園灯に改修するなど、デザインの共通化を進めて行く。

・便益施設の設置は、設置場所の状況等を勘案して進める。

４－８　史跡の公開、活用

１）方針

・市民のみならず史跡来訪者が本史跡の価値についてさらに知り、学び、体感できるような活用方法を検討する。

・史跡指定地は原則として公開するものとし、来訪者の安全に配慮した上で利活用を図る。

・学校教育や生涯学習において、史跡小牧山や地域の歴史と文化を学ぶ場とする。また、地域の貴重な自然を有する史跡小牧山を利用した自然学習の場としても活用を図る。

・多くの人が史跡に来訪し、史跡に親しみを持ってもらう機会を創出するとともに、庁内組織、関連する地域の各種団体との連携を進め、様々な立場からの活用を図る。

・史跡の価値や発掘調査等の調査研究成果を適切に公開していくため、小牧山城史跡情報館を有効利用し、小牧市歴史館との連携も図る。また、印刷物やＳＮＳなどによる情報発信の充実を図る。

２）方法

1. 史跡小牧山や地域の歴史や文化、自然を学ぶ場の提供

①学校教育での活用

・史跡小牧山の歴史を知ってもらうことで、郷土愛を醸成し、郷土に誇りを持てるようにする。

・史跡小牧山の価値や魅力を学ぶ学校教育教材、学習計画の作成を学校と協力して検討を行う。

・小学校の遠足先として活用してもらうことを継続していく。

・出前講座を継続する。

②生涯学習での活用

・小牧山城史跡情報館を史跡来訪者の相互交流の拠点として活用するとともに、小牧市歴史館、創垂館と併せて史跡小牧山の価値を守り伝えていく場としての活用を図っていく。

・小牧山城史跡情報館や周辺の公共施設において、史跡小牧山に関する講演会やシンポジウム等を開催する。

・史跡内で実施する発掘調査や整備について、現地説明会やＳＮＳにより、その成果を公開する。

・史跡小牧山に関連した史跡めぐり・周遊マップを作成する。

・体験学習プログラムの作成を検討し、見て、感じてもらうための機会を創出する。体験プログラムの内容としては、史跡小牧山の歴史探索、発掘調査の体験、史跡小牧山の自然を学ぶなどが考えられる。

・市内に点在する文化財と連携し、史跡見学会や史跡ツアーを実施する。

・出前講座を継続する。

2. 大学との連携による活用

・史跡小牧山の価値を対象とする調査研究において、考古学、日本史、城郭史、建築史、地質学等を研究する大学との連携を検討する。

3. イベント会場や観光資源としての活用

・市民や地域住民などの自発的なイベント、ボランティア活動、生涯学習活動、健康スポーツ、緑を生かしたイベント、地域観光振興や商工振興に関するイベント等を行う場としての活用を図る。

・貴重な観光資源として、シティプロモーション課などの庁内関係課、（一社）小牧市観光協会等各種団体やツアー企画と連携した活用を図る。

4. ボランティア団体との協働

・史跡小牧山専属ボランティアガイドの配置をボランティア団体と連携して検討する。

・史跡内にガイドコースを設定してガイドできるようにする。

5. 情報発信

・市広報、パンフレット、ガイドブックなどの印刷物、ホームページ、ＳＮＳなど様々な媒体、機会を活用して史跡小牧山の価値や魅力の情報発信を継続していくとともに、多言語化を検討する。

・説明板や曲輪番号等の遺構表示を設置する。

・調査研究により新たな知見が加わり、既存の説明板の内容を更新する必要が生じた場合には、速やかに内容の更新を行う。

・小牧山城史跡情報館を最新の調査研究結果等の情報発信の拠点として活用する。

・旅行事業者、メディア等への史跡小牧山の魅力や史跡小牧山で実施するイベントの情報提供等により、市外への情報発信を強化していく。
・小牧市が加盟する全国史跡整備市町村協議会、全国史跡整備市町村協議会東海地区協議会、愛知県史跡整備市町村協議会、織田信長サミット、信長公居城連携協議会等における情報発信、情報交換、イベント開催等を引続き行う。
・現状の史跡小牧山の内容だけでなく、小牧山城下町についても新たな知見が得られ次第情報提供していく。

6. 他市町村との連携

・織田信長や小牧・長久手の戦いに関する城郭、古文書、絵図などの文化財等が所在する市町村と調査研究や観光において連携し、情報交換、情報発信、イベント開催等を行っていく。

第５章　実現へ向けて（タイムスケジュール）

「基本構想」策定後、構想に従い進めた中学校跡地や市役所跡地の整備、小牧山城史跡情報館の建設などが終わり、現在は主郭展示エリアの山頂部の整備に取りかっている。

その後、大手道エリア、西側曲輪展示エリア、遺構･樹林保全エリアと事業を進める予定である。

「基本構想」のスケジュールでは、早期整備が終了し、中期整備に取りかかろうとしている段階であり、現在のところ順調に事業が進んでいるといえる。

今後の整備は、現在から令和 7（2025）年度までを実施期間とする早期整備、同 8（2026）年度から同 13（2031）年度までを実施期間とする中期整備、同 15（2033）年度以降を実施期間とする長期整備に区分する。

令和15（2033）年度までの発掘調査と史跡整備の実施期間を整備計画タイムスケジュールとして下表のとおりまとめる。

史跡小牧山整備計画タイムスケジュール

			早期整備					中期整備						長期整備	
年度(令和)			R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)	R6(2024)	R7(2025)	R8(2026)	R9(2027)	R10(2028)	R11(2029)	R12(2030)	R13(2031)	R15(2033)～	
史跡園地ゾーン	旧管理道エリア	旧管理道部分		整備工事											
	桜の馬場エリア												調査	調査	整備工事
城郭展示ゾーン	主郭展示エリア（Aゾーン）	発掘調査	調査	調査	調査	調査									
		整備工事	整備工事	整備工事	整備工事	整備工事	整備工事								
	主郭展示エリア	Bゾーン				調査			整備工事						
		Cゾーン					調査			整備工事					
		Dゾーン		調査	調査			整備工事							
		Eゾーン						調査	調査			整備工事			
		F･Gゾーン								調査			整備工事		
	大手道エリア										調査	調査		調査	整備工事
	西側曲輪展示エリア													調査	整備工事
史跡緑地ゾーン	遺構･樹林地保全エリア（西側谷地区）													調査	整備工事
	同上（帯曲輪地区西側）													調査	整備工事

巻末資料

史跡小牧山整備計画審議会条例

平成29年3月28日

条例第28号

（趣旨）

第1条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、史跡小牧山整備計画審議会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条　史跡小牧山の整備及び管理に関する計画について審議するため、史跡小牧山整備計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第3条　審議会は、委員12人以内で組織する。

（委員）

第4条　委員は、次に掲げる者のうちから小牧市教育委員会が任命する。

(1)　学識経験を有する者

(2)　市の区域内の公共的団体に属する者

(3)　小牧市文化財保護審議会の委員

(4)　小牧市社会教育委員

(5)　市立の小学校及び中学校の教員

(6)　市職員

2　委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条　審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条　審議会の会議は、会長が招集する。

2　審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3　審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決する

ところによる。

(庶務)

第7条　審議会の庶務は、小牧市教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第8条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年小牧市条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表文化財保護審議会委員の項の次に次のように加える。

史跡小牧山整備計画審議会委員	日額　7,700円

史跡小牧山整備計画専門委員会設置要綱

平成 29 年 6 月 15 日

29 小教山第 303 号

（設置）

第 1 条　史跡小牧山の整備に関して専門的な知識を得るため、史跡小牧山整備計画専門委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条　委員会は、史跡小牧山の整備に係る基本構想、基本計画及び管理計画の策定等に関して専門的な立場から助言を行うものとする。

（組織）

第 3 条　委員会は、委員 5 人以内で組織する。

（委員）

第 4 条　委員は、城郭、考古学、史跡整備、建築、歴史的文献等の専門家のうちから、小牧市教育委員会が委嘱する。

2　委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3　委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第 5 条　委員会に委員長及び副委員長を 1 人置き、委員の互選によりこれを定める。

2　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条　委員会の会議は、委員長が招集する。

（庶務）

第 7 条　委員会の庶務は、小牧山課において処理する。

（雑則）

第 8 条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

この要綱は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

史跡小牧山整備基本計画

発行年月　令和４（２０２２）年３月
発　　行　小牧市教育委員会
〒485-8650
愛知県小牧市堀の内三丁目１番地